

平成 21 年度

# 水質汚濁物質排出量総合調査

(調査結果概要)

平成 22 年 3 月

環境省水・大気環境局水環境課



## 目次

1 調査目的 .....	1
2 調査概要 .....	1
(1) 調査対象事業場 .....	1
(2) 調査対象期間 .....	1
(3) 調査方法 .....	1
(4) 調査項目 .....	2
3 調査票の回収状況 .....	2
4 調査結果集計一覧 .....	3



## 1 調査目的

水質汚濁を効果的に防止するためには、各種発生源からの汚濁物質の排出を抑制することが重要であるが、合理的かつ効果的な排出規制や指導を実施するには、汚濁物質の全国的な排出源と排出量を把握しなければならない。

このため、本調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を把握して、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基礎的資料とすることを目的とする。なお、本調査は、総務省の承認統計調査として実施している。

## 2 調査概要

### (1)調査対象事業場

本調査は、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場又は事業場(特定事業場)のうち、①一日当たりの平均的な排水量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場・事業場、②有害物質使用特定事業場を対象とする(指定地域特定施設及び湖沼水質保全特別措置法に定めるみなし指定地域特定施設を含む。 )。

今年度調査の対象事業場数は、総数で 36,361 件であり、排水量・有害物質区分別の内訳では、①が 25,669 件、②が 5,033 件、③が 5,659 件であった。

所管	総数	排水量・有害物質区分			※排水量・有害物質区分
		①	②	③	
都道府県	28,078	20,303	3,594	4,181	①：排水量 50m <sup>3</sup> /日以上、有害物質使用特定事業場でない ②：排水量 50m <sup>3</sup> /日以上、有害物質使用特定事業場である ③：排水量 50m <sup>3</sup> /日未満、有害物質使用特定事業場である
政令市※	8,209	5,330	1,401	1,478	
経済産業省	74	36	38	0	
総計	36,361	25,669	5,033	5,659	

※政令市とは、水質汚濁防止法施行令第 10 条に基づく水質汚濁防止法上の政令市をいう。

### (2)調査対象期間

総務省の承認期限に従い、調査は平成 21 年 10 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日までの間に実施した。

承認番号： NO. 27687

承認期限： 平成 21 年 12 月 31 日まで

なお、本調査は、対象事業場における排水濃度等の前年度実績を対象としており、平成 21 年度調査で対象となる期間は、平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日までである。

### (3)調査方法

本調査は、調査対象事業場に調査票を個別配布し、事業者は排水の自主測定結果等の実績を調査票に記入、提出するアンケート調査方式で実施した。

#### <調査手順>

- ①調査対象名簿の作成
- ②調査票の印刷

- ③調査票の発送・回収
- ④調査票の整理とデータ入力
- ⑤集計・解析及び結果のとりまとめ

#### (4)調査項目

調査項目は、次の4項目とした。

- ①従業員数、出荷額等の事業規模、稼働状況、産業分類等の工場・事業場概要
- ②用排水量の実績
- ③生活環境項目の排水濃度
- ④有害物質の使用・製造状況と排水濃度

### 3 調査票の回収状況

調査対象 36,361 事業場に調査票を配布し、回収総数は 29,629 件、回収率は 81.5%であった。

所管	配布数	回収状況		
		回収	未回収	回収率%
都道府県	28,078	22,754	5,324	81.0
政令市	8,209	6,805	1,404	82.9
経済産業省	74	70	4	94.6
総計	36,361	29,629	6,732	81.5

#### 4 調査結果集計一覧

注1) 代表特定施設別排水濃度等の集計事業場数は、調査票への記入漏れ等により、実際の施設数と一致していない場合があります。

注2) 集計表の中で、有害物質とは水質汚濁防止法施行令第2条に定める物質、生活環境項目とは同施行令第3条に定める項目を指します。

図表タイトル	頁
表 1.1 調査対象事業場数 都道府県別内訳	4
表 1.2 調査対象事業場数 政令市別内訳	5
表 1.3 調査対象事業場数 産業分類別内訳	6
表 1.4 調査対象事業場数 代表特定施設別内訳	8
表 2.1 調査票の回収状況 都道府県別内訳	10
表 2.2 調査票の回収状況 政令市別内訳	11
表 2.3 調査票の回収状況 産業分類別内訳	12
表 2.4 調査票の回収状況 代表特定施設別内訳	14
表 3.1 稼働コード別事業場数	16
表 3.2 稼働コード別事業場数 都道府県別内訳	16
表 3.3 稼働コード別事業場数 政令市別内訳	17
表 4.1 代表特定施設別用水量	18
表 4.2 代表特定施設別総排水量	20
表 5.1 有害物質使用・製造事業場数	23
表 5.2 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)	24
表 5.3 代表特定施設別排水濃度(有害物質)	56
水質汚濁物質排出量総合調査票	110

表1.1 調査対象事業場数 都道府県別内訳

都道府県	総数	排水量・有害物質区分			都道府県	総数	排水量・有害物質区分		
		①	②	③			①	②	③
北海道	1,210	1,100	46	64	滋賀県	692	471	128	93
青森県	341	304	15	22	京都府	436	286	59	91
岩手県	624	481	76	67	大阪府	388	272	32	84
宮城県	459	332	62	65	兵庫県	1,256	707	151	398
秋田県	551	349	90	112	奈良県	288	231	23	34
山形県	515	397	60	58	和歌山県	419	357	35	27
福島県	695	471	127	97	鳥取県	256	225	11	20
茨城県	881	646	146	89	島根県	387	333	23	31
栃木県	829	615	110	104	岡山県	418	344	28	46
群馬県	622	487	100	35	広島県	705	448	76	181
埼玉県	925	619	112	194	山口県	575	334	156	85
千葉県	915	654	134	127	徳島県	284	226	38	20
東京都	127	96	9	22	香川県	320	274	18	28
神奈川県	368	234	34	100	愛媛県	389	230	121	38
新潟県	981	589	83	309	高知県	258	184	41	33
富山県	420	281	80	59	福岡県	783	529	126	128
石川県	528	382	73	73	佐賀県	433	333	37	63
福井県	319	248	45	26	長崎県	287	246	8	33
山梨県	431	285	46	100	熊本県	508	401	67	40
長野県	1,039	637	213	189	大分県	376	334	11	31
岐阜県	975	767	117	91	宮崎県	321	266	40	15
静岡県	1,064	734	201	129	鹿児島県	755	503	78	174
愛知県	1,542	1,032	234	276	沖縄県	245	227	12	6
三重県	938	802	62	74	小計	28,078	20,303	3,594	4,181

※排水量・有害物質区分

①:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場でない

②:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場である

③:排水量50m<sup>3</sup>/日未満、有害物質使用特定事業場である



表1.2 調査対象事業場数 政令市別内訳

政令市	総数	排水量・有害物質区分			政令市	総数	排水量・有害物質区分		
		①	②	③			①	②	③
札幌市	41	38	2	1	静岡市	157	98	25	34
函館市	39	38	0	1	浜松市	187	83	74	30
旭川市	34	24	3	7	沼津市	102	64	25	13
青森市	68	65	3	0	富士市	155	105	30	20
八戸市	71	54	13	4	名古屋市	98	56	19	23
盛岡市	41	31	5	5	豊橋市	114	79	20	15
仙台市	66	52	13	1	岡崎市	106	80	8	18
秋田市	93	66	13	14	一宮市	101	74	12	15
山形市	96	66	6	24	春日井市	97	60	14	23
福島市	114	86	14	14	豊田市	184	128	27	29
郡山市	115	74	27	14	四日市市	106	77	17	12
いわき市	163	90	49	24	大津市	53	31	12	10
水戸市	61	42	9	10	京都市	39	30	5	4
つくば市	26	20	3	3	大阪市	33	18	6	9
宇都宮市	108	75	9	24	堺市	124	59	33	32
前橋市	91	65	14	12	岸和田市	30	8	4	18
高崎市	105	62	24	19	豊中市	3	2	0	1
伊勢崎市	119	70	32	17	吹田市	16	9	0	7
太田市	126	67	33	26	高槻市	45	16	4	25
さいたま市	118	64	17	37	枚方市	33	20	2	11
川越市	65	30	9	26	茨木市	12	8	2	2
川口市	37	13	5	19	八尾市	61	19	4	38
所沢市	28	16	5	7	寝屋川市	9	5	0	4
春日部市	23	21	1	1	東大阪市	22	15	1	6
草加市	22	8	3	11	神戸市	98	66	19	13
越谷市	39	24	1	14	姫路市	122	83	26	13
千葉市	80	36	26	18	尼崎市	27	17	8	2
市川市	94	65	21	8	明石市	28	20	6	2
船橋市	184	164	9	11	西宮市	14	12	1	1
松戸市	54	27	13	14	加古川市	38	26	6	6
柏市	68	48	7	13	宝塚市	5	5	0	0
市原市	96	63	27	6	奈良市	46	35	6	5
八王子市	54	34	5	15	和歌山市	153	105	14	34
町田市	30	20	3	7	鳥取市	92	76	5	11
横浜市	124	49	35	40	岡山市	212	166	28	18
川崎市	80	27	35	18	倉敷市	151	90	48	13
横須賀市	17	6	9	2	広島市	98	62	15	21
平塚市	16	6	7	3	呉市	48	38	5	5
藤沢市	45	10	13	22	福山市	97	60	20	17
小田原市	39	22	11	6	下関市	72	43	25	4
茅ヶ崎市	15	5	2	8	徳島市	129	94	18	17
相模原市	47	23	14	10	高松市	97	77	5	15
厚木市	59	6	3	50	松山市	109	90	8	11
大和市	16	9	5	2	高知市	97	69	17	11
新潟市	202	133	12	57	北九州市	77	34	27	16
長岡市	75	45	8	22	福岡市	26	22	3	1
上越市	126	82	25	19	久留米市	61	45	3	13
富山市	169	108	46	15	長崎市	54	43	3	8
金沢市	88	62	13	13	佐世保市	49	39	1	9
福井市	88	70	9	9	熊本市	42	32	7	3
甲府市	34	16	7	11	大分市	111	79	18	14
長野市	99	44	19	36	宮崎市	62	54	3	5
松本市	60	48	5	7	鹿児島市	62	54	2	6
岐阜市	77	61	8	8	小計	8,209	5,330	1,401	1,478

※排水量・有害物質区分

- ①:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場でない
- ②:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場である
- ③:排水量50m<sup>3</sup>/日未満、有害物質使用特定事業場である

表1.3 調査対象事業場数 産業分類別内訳

産業中分類		総数	排水量・有害物質区分		
			①	②	③
01	農業	330	291	12	27
02	林業	2	1	0	1
03	漁業(水産養殖業を除く)	1	0	1	0
04	水産養殖業	7	5	2	0
05	鉱業, 採石業, 砂利採取業	225	185	38	2
06	総合工事業	138	114	15	9
07	職別工事業(設備工事業を除く)	15	8	0	7
08	設備工事業	4	2	0	2
09	食料品製造業	2,994	2,933	52	9
10	飲料・たばこ・飼料製造業	517	494	19	4
11	繊維工業	558	398	120	40
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	74	40	4	30
13	家具・装備品製造業	38	20	9	9
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	399	294	95	10
15	印刷・同関連業	110	16	23	71
16	化学工業	1,138	383	584	171
17	石油製品・石炭製品製造業	64	17	39	8
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	102	44	39	19
19	ゴム製品製造業	127	39	67	21
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	12	5	3	4
21	窯業・土石製品製造業	852	217	158	477
22	鉄鋼業	299	101	147	51
23	非鉄金属製造業	239	36	136	67
24	金属製品製造業	2,000	155	580	1,265
25	はん用機械器具製造業	209	48	74	87
26	生産用機械器具製造業	226	62	70	94
27	業務用機械器具製造業	294	18	84	192
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	534	83	321	130
29	電気機械器具製造業	365	66	162	137
30	情報通信機械器具製造業	86	23	32	31
31	輸送用機械器具製造業	751	242	303	206
32	その他の製造業	188	15	41	132
33	電気業	75	33	38	4
34	ガス業	11	8	2	1
35	熱供給業	5	2	3	0
36	水道業	2,455	1,739	692	24
37	通信業	1	1	0	0
38	放送業	0	0	0	0
39	情報サービス業	5	5	0	0
40	インターネット附随サービス業	1	1	0	0
41	映像・音声・文字情報制作業	9	4	0	5
42	鉄道業	57	54	3	0
43	道路旅客運送業	12	11	1	0
44	道路貨物運送業	21	20	1	0
45	水運業	2	2	0	0
46	航空運輸業	3	1	1	1
47	倉庫業	19	18	0	1
48	運輸に附帯するサービス業	130	127	1	2
49	郵便業(信書便事業を含む)	0	0	0	0
50	各種商品卸売業	17	17	0	0
51	繊維・衣服等卸売業	4	2	0	2
52	飲食料品卸売業	39	38	0	1
53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	10	5	1	4
54	機械器具卸売業	10	7	2	1
55	その他の卸売業	19	18	0	1
56	各種商品小売業	631	616	15	0
57	織物・衣服・身の回り品小売業	8	8	0	0

産業中分類		総数	排水量・有害物質区分		
			①	②	③
58	飲食品小売業	74	74	0	0
59	機械器具小売業	4	3	0	1
60	その他の小売業	72	56	1	15
61	無店舗小売業	0	0	0	0
62	銀行業	1	1	0	0
63	協同組織金融業	5	5	0	0
64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関	0	0	0	0
65	金融商品取引業, 商品先物取引業	0	0	0	0
66	補助的金融業等	0	0	0	0
67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	0	0	0	0
68	不動産取引業	18	18	0	0
69	不動産賃貸業・管理業	152	147	4	1
70	物品賃貸業	5	2	1	2
71	学術・開発研究機関	538	91	141	306
72	専門サービス業(他に分類されないもの)	21	15	1	5
73	広告業	0	0	0	0
74	技術サービス業(他に分類されないもの)	224	8	6	210
75	宿泊業	3,451	3,333	69	49
76	飲食店	400	393	5	2
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	235	233	0	2
78	洗濯・理容・美容・浴場業	1,647	533	84	1,030
79	その他の生活関連サービス業	67	42	1	24
80	娯楽業	1,332	1,270	44	18
81	学校教育	732	434	160	138
82	その他の教育, 学習支援業	202	176	9	17
83	医療業	1,521	1,287	197	37
84	保健衛生	114	14	2	98
85	社会保険・社会福祉・介護事業	392	376	11	5
86	郵便局	1	1	0	0
87	協同組合(他に分類されないもの)	83	64	15	4
88	廃棄物処理業	5,337	4,970	209	158
89	自動車整備業	11	5	1	5
90	機械等修理業(別掲を除く)	7	3	1	3
91	職業紹介・労働者派遣業	0	0	0	0
92	その他の事業サービス業	40	24	4	12
93	政治・経済・文化団体	15	13	1	1
94	宗教	31	31	0	0
95	その他のサービス業	221	196	3	22
96	外国公務	0	0	0	0
97	国家公務	100	84	6	10
98	地方公務	252	177	10	65
99	分類不能の産業	2,502	2,443	50	9
-	産業分類不明	112	55	7	50
	合計	36,361	25,669	5,033	5,659

※排水量・有害物質区分

- ①:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場でない
- ②:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場である
- ③:排水量50m<sup>3</sup>/日未満、有害物質使用特定事業場である

表1.4 調査対象事業場数 代表特定施設別内訳

	代表特定施設	総数	排水量・有害物質区分		
			①	②	③
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	90	43	47	0
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	326	283	13	30
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	610	588	21	1
3	水産食料品製造業の用に供する施設	628	623	5	0
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	516	507	8	1
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	147	138	8	1
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0
7	砂糖製造業の用に供する施設	43	43	0	0
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	54	54	0	0
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	56	56	0	0
10	飲料製造業の用に供する施設	479	450	23	6
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	86	82	1	3
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	59	52	2	5
13	イースト製造業の用に供する施設	3	3	0	0
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	61	60	1	0
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	14	13	1	0
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	128	127	1	0
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	249	246	0	3
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	4	0	0
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	125	125	0	0
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	6	5	1	0
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	504	375	93	36
20	洗毛業の用に供する施設	7	4	1	2
21	化学繊維製造業の用に供する施設	42	15	26	1
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	5	5	0	0
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	20	19	1	0
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	3	0	0
22	木材薬品処理業の用に供する施設	40	4	4	32
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	401	296	97	8
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	78	19	12	47
24	化学肥料製造業の用に供する施設	36	5	25	6
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	0	3	0
26	無機顔料製造業の用に供する施設	33	16	15	2
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	254	84	129	41
28	カーバド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	20	8	8	4
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	6	1	3	2
30	発酵工業の用に供する施設	12	11	1	0
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	2	2	2
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	24	5	14	5
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	152	67	75	10
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	11	4	6	1
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	2	5	0
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	3	2	0
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	58	17	35	6
38	石けん製造業の用に供する施設	0	0	0	0
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	2	0	0
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	3	1	0
41	香料製造業の用に供する施設	16	6	7	3
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	1	0	0
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	2	3	1
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	0	0	0
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	222	83	114	25
47	医薬品製造業の用に供する施設	199	76	98	25
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	2	6	3
49	農薬製造業の用に供する混合施設	14	0	6	8
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	1	0	0	1

代表特定施設		総数	排水量・有害物質区分		
			①	②	③
51	石油精製業の用に供する施設	39	11	28	0
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	74	23	37	14
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	4	3	1	0
52	皮革製造業の用に供する施設	11	4	3	4
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	317	38	99	180
54	セメント製品製造業の用に供する施設	209	45	22	142
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	401	158	24	219
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0	1	0
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	9	2	7	0
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	137	47	32	58
59	砕石業の用に供する施設	56	51	3	2
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	130	129	1	0
61	鉄鋼業の用に供する施設	144	68	65	11
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	101	18	54	29
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	806	179	322	305
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	6	5	0	1
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	26	9	17	0
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	12	6	6	0
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家工業用水道の浄水施設	304	233	55	16
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2,203	444	904	855
66	電気めっき施設	1,139	32	503	604
66-2	旅館業の用に供する施設	3,583	3,458	74	51
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	230	225	3	2
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	280	276	4	0
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	918	882	26	10
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	6	6	0	0
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	2	2	0	0
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1,394	342	74	978
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	55	7	1	47
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	394	304	81	9
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	121	120	1	0
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	9	0	0
69-3	地方卸売市場に設置される施設	36	36	0	0
70	廃油処理施設	4	2	2	0
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	5	5	0	0
71	自動式車両洗浄施設	98	72	4	22
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,371	155	308	908
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	141	32	21	88
71-4	産業廃棄物処理施設	111	40	31	40
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	722	15	56	651
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	27	0	9	18
72	し尿処理施設	9,729	9,265	436	28
73	下水道終末処理施設	2,069	1,432	634	3
74	特定事業場から排出される水の処理施設	352	249	88	15
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	2,224	2,156	56	12
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	11	6	4	1
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	345	341	4	0
-	特定施設不明	108	85	8	15
	合計	36,361	25,669	5,033	5,659

※排水量・有害物質区分

①:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場でない

②:排水量50m<sup>3</sup>/日以上、有害物質使用特定事業場である

③:排水量50m<sup>3</sup>/日未満、有害物質使用特定事業場である

表2.1 調査票の回収状況 都道府県別内訳

都道府県	配布数	回収状況			都道府県	配布数	回収状況		
		回収	未回収	回収率(%)			回収	未回収	回収率(%)
北海道	1,210	939	271	77.6	滋賀県	692	614	78	88.7
青森県	341	294	47	86.2	京都府	436	356	80	81.7
岩手県	624	504	120	80.8	大阪府	388	296	92	76.3
宮城県	459	353	106	76.9	兵庫県	1,256	1,046	210	83.3
秋田県	551	446	105	80.9	奈良県	288	226	62	78.5
山形県	515	398	117	77.3	和歌山県	419	330	89	78.8
福島県	695	578	117	83.2	鳥取県	256	207	49	80.9
茨城県	881	744	137	84.4	島根県	387	333	54	86.0
栃木県	829	592	237	71.4	岡山県	418	356	62	85.2
群馬県	622	447	175	71.9	広島県	705	603	102	85.5
埼玉県	925	748	177	80.9	山口県	575	512	63	89.0
千葉県	915	740	175	80.9	徳島県	284	226	58	79.6
東京都	127	106	21	83.5	香川県	320	281	39	87.8
神奈川県	368	282	86	76.6	愛媛県	389	345	44	88.7
新潟県	981	758	223	77.3	高知県	258	189	69	73.3
富山県	420	338	82	80.5	福岡県	783	624	159	79.7
石川県	528	425	103	80.5	佐賀県	433	333	100	76.9
福井県	319	257	62	80.6	長崎県	287	245	42	85.4
山梨県	431	329	102	76.3	熊本県	508	354	154	69.7
長野県	1,039	825	214	79.4	大分県	376	295	81	78.5
岐阜県	975	839	136	86.1	宮崎県	321	263	58	81.9
静岡県	1,064	862	202	81.0	鹿児島県	755	582	173	77.1
愛知県	1,542	1,342	200	87.0	沖縄県	245	187	58	76.3
三重県	938	805	133	85.8	小計	28,078	22,754	5,324	81.0

表2.2 調査票の回収状況 政令市別内訳

政令市	配布数	回収状況			政令市	配布数	回収状況		
		回収	未回収	回収率(%)			回収	未回収	回収率(%)
札幌市	41	32	9	78.0	静岡市	157	136	21	86.6
函館市	39	25	14	64.1	浜松市	187	159	28	85.0
旭川市	34	24	10	70.6	沼津市	102	81	21	79.4
青森市	68	56	12	82.4	富士市	155	129	26	83.2
八戸市	71	65	6	91.5	名古屋市長古屋市	98	84	14	85.7
盛岡市	41	40	1	97.6	豊橋市	114	101	13	88.6
仙台市	66	55	11	83.3	岡崎市	106	99	7	93.4
秋田市	93	79	14	84.9	一宮市	101	76	25	75.2
山形市	96	61	35	63.5	春日井市	97	82	15	84.5
福島市	114	77	37	67.5	豊田市	184	165	19	89.7
郡山市	115	86	29	74.8	四日市市	106	97	9	91.5
いわき市	163	123	40	75.5	大津市	53	44	9	83.0
水戸市	61	48	13	78.7	京都市	39	27	12	69.2
つくば市	26	19	7	73.1	大阪市	33	30	3	90.9
宇都宮市	108	95	13	88.0	堺市	124	99	25	79.8
前橋市	91	78	13	85.7	岸和田市	30	18	12	60.0
高崎市	105	89	16	84.8	豊中市	3	3	0	100.0
伊勢崎市	119	98	21	82.4	吹田市	16	16	0	100.0
太田市	126	92	34	73.0	高槻市	45	29	16	64.4
さいたま市	118	93	25	78.8	枚方市	33	30	3	90.9
川越市	65	45	20	69.2	茨木市	12	11	1	91.7
川口市	37	28	9	75.7	八尾市	61	42	19	68.9
所沢市	28	20	8	71.4	寝屋川市	9	4	5	44.4
春日部市	23	18	5	78.3	東大阪市	22	13	9	59.1
草加市	22	15	7	68.2	神戸市	98	89	9	90.8
越谷市	39	29	10	74.4	姫路市	122	109	13	89.3
千葉市	80	67	13	83.8	尼崎市	27	25	2	92.6
市川市	94	80	14	85.1	明石市	28	25	3	89.3
船橋市	184	149	35	81.0	西宮市	14	14	0	100.0
松戸市	54	45	9	83.3	加古川市	38	29	9	76.3
柏市	68	50	18	73.5	宝塚市	5	4	1	80.0
市原市	96	86	10	89.6	奈良市	46	37	9	80.4
八王子市	54	43	11	79.6	和歌山市	153	124	29	81.0
町田市	30	27	3	90.0	鳥取市	92	81	11	88.0
横浜市	124	112	12	90.3	岡山市	212	181	31	85.4
川崎市	80	78	2	97.5	倉敷市	151	128	23	84.8
横須賀市	17	16	1	94.1	広島市	98	83	15	84.7
平塚市	16	11	5	68.8	呉市	48	45	3	93.8
藤沢市	45	34	11	75.6	福山市	97	81	16	83.5
小田原市	39	32	7	82.1	下関市	72	64	8	88.9
茅ヶ崎市	15	13	2	86.7	徳島市	129	104	25	80.6
相模原市	47	38	9	80.9	高松市	97	77	20	79.4
厚木市	59	42	17	71.2	松山市	109	104	5	95.4
大和市	16	16	0	100.0	高知市	97	83	14	85.6
新潟市	202	165	37	81.7	北九州市	77	74	3	96.1
長岡市	75	61	14	81.3	福岡市	26	26	0	100.0
上越市	126	113	13	89.7	久留米市	61	48	13	78.7
富山市	169	148	21	87.6	長崎市	54	43	11	79.6
金沢市	88	67	21	76.1	佐世保市	49	37	12	75.5
福井市	88	78	10	88.6	熊本市	42	32	10	76.2
甲府市	34	27	7	79.4	大分市	111	97	14	87.4
長野市	99	84	15	84.8	宮崎市	62	49	13	79.0
松本市	60	47	13	78.3	鹿児島市	62	48	14	77.4
岐阜市	77	70	7	90.9	小計	8,209	6,805	1,404	82.9

表2.3 調査票の回収状況 産業分類別内訳

産業中分類		配布数	回収状況		
			回収	未回収	回収率(%)
01	農業	330	206	124	62.4
02	林業	2	2	0	100.0
03	漁業(水産養殖業を除く)	1	1	0	100.0
04	水産養殖業	7	6	1	85.7
05	鉱業,採石業,砂利採取業	225	176	49	78.2
06	総合工事業	138	128	10	92.8
07	職別工事業(設備工事業を除く)	15	11	4	73.3
08	設備工事業	4	3	1	75.0
09	食料品製造業	2,994	2,332	662	77.9
10	飲料・たばこ・飼料製造業	517	445	72	86.1
11	繊維工業	558	437	121	78.3
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	74	57	17	77.0
13	家具・装備品製造業	38	35	3	92.1
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	399	338	61	84.7
15	印刷・同関連業	110	84	26	76.4
16	化学工業	1,138	1,075	63	94.5
17	石油製品・石炭製品製造業	64	63	1	98.4
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	102	94	8	92.2
19	ゴム製品製造業	127	114	13	89.8
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	12	9	3	75.0
21	窯業・土石製品製造業	852	702	150	82.4
22	鉄鋼業	299	262	37	87.6
23	非鉄金属製造業	239	206	33	86.2
24	金属製品製造業	2,000	1,468	532	73.4
25	はん用機械器具製造業	209	168	41	80.4
26	生産用機械器具製造業	226	184	42	81.4
27	業務用機械器具製造業	294	215	79	73.1
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	534	471	63	88.2
29	電気機械器具製造業	365	311	54	85.2
30	情報通信機械器具製造業	86	74	12	86.0
31	輸送用機械器具製造業	751	657	94	87.5
32	その他の製造業	188	130	58	69.1
33	電気業	75	71	4	94.7
34	ガス業	11	11	0	100.0
35	熱供給業	5	4	1	80.0
36	水道業	2,455	2,382	73	97.0
37	通信業	1	0	1	0.0
38	放送業	0	0	0	0.0
39	情報サービス業	5	5	0	100.0
40	インターネット附随サービス業	1	0	1	0.0
41	映像・音声・文字情報制作業	9	6	3	66.7
42	鉄道業	57	50	7	87.7
43	道路旅客運送業	12	8	4	66.7
44	道路貨物運送業	21	12	9	57.1
45	水運業	2	2	0	100.0
46	航空運輸業	3	3	0	100.0
47	倉庫業	19	17	2	89.5
48	運輸に附帯するサービス業	130	126	4	96.9
49	郵便業(信書便事業を含む)	0	0	0	0.0
50	各種商品卸売業	17	12	5	70.6
51	繊維・衣服等卸売業	4	1	3	25.0
52	飲食物品卸売業	39	32	7	82.1
53	建築材料,鉱物・金属材料等卸売業	10	7	3	70.0
54	機械器具卸売業	10	9	1	90.0
55	その他の卸売業	19	14	5	73.7
56	各種商品小売業	631	485	146	76.9
57	織物・衣服・身の回り品小売業	8	6	2	75.0



	産業中分類	配布数	回収状況		
			回収	未回収	回収率(%)
58	飲食品小売業	74	44	30	59.5
59	機械器具小売業	4	4	0	100.0
60	その他の小売業	72	45	27	62.5
61	無店舗小売業	0	0	0	0.0
62	銀行業	1	1	0	100.0
63	協同組織金融業	5	5	0	100.0
64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関	0	0	0	0.0
65	金融商品取引業, 商品先物取引業	0	0	0	0.0
66	補助的金融業等	0	0	0	0.0
67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	0	0	0	0.0
68	不動産取引業	18	12	6	66.7
69	不動産賃貸業・管理業	152	124	28	81.6
70	物品賃貸業	5	1	4	20.0
71	学術・開発研究機関	538	493	45	91.6
72	専門サービス業(他に分類されないもの)	21	18	3	85.7
73	広告業	0	0	0	0.0
74	技術サービス業(他に分類されないもの)	224	196	28	87.5
75	宿泊業	3,451	1,948	1,503	56.4
76	飲食店	400	254	146	63.5
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	235	226	9	96.2
78	洗濯・理容・美容・浴場業	1,647	964	683	58.5
79	その他の生活関連サービス業	67	46	21	68.7
80	娯楽業	1,332	961	371	72.1
81	学校教育	732	670	62	91.5
82	その他の教育, 学習支援業	202	183	19	90.6
83	医療業	1,521	1,266	255	83.2
84	保健衛生	114	107	7	93.9
85	社会保険・社会福祉・介護事業	392	303	89	77.3
86	郵便局	1	0	1	0.0
87	協同組合(他に分類されないもの)	83	71	12	85.5
88	廃棄物処理業	5,337	5,163	174	96.7
89	自動車整備業	11	8	3	72.7
90	機械等修理業(別掲を除く)	7	7	0	100.0
91	職業紹介・労働者派遣業	0	0	0	0.0
92	その他の事業サービス業	40	32	8	80.0
93	政治・経済・文化団体	15	15	0	100.0
94	宗教	31	29	2	93.5
95	その他のサービス業	221	199	22	90.0
96	外国公務	0	0	0	0.0
97	国家公務	100	94	6	94.0
98	地方公務	252	224	28	88.9
99	分類不能の産業	2,502	2,144	358	85.7

表2.4 調査票の回収状況 代表特定施設別内訳

	代表特定施設	配布数	回収状況		
			回収	未回収	回収率(%)
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	90	83	7	92.2
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	326	216	110	66.3
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	610	526	84	86.2
3	水産食料品製造業の用に供する施設	628	440	188	70.1
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	516	388	128	75.2
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	147	128	19	87.1
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0.0
7	砂糖製造業の用に供する施設	43	40	3	93.0
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	54	41	13	75.9
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	56	38	18	67.9
10	飲料製造業の用に供する施設	479	411	68	85.8
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	86	73	13	84.9
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	59	45	14	76.3
13	イースト製造業の用に供する施設	3	3	0	100.0
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	61	45	16	73.8
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	14	14	0	100.0
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	128	102	26	79.7
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	249	171	78	68.7
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	4	0	100.0
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	125	102	23	81.6
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	6	6	0	100.0
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	504	396	108	78.6
20	洗毛業の用に供する施設	7	5	2	71.4
21	化学繊維製造業の用に供する施設	42	41	1	97.6
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	5	4	1	80.0
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	20	16	4	80.0
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	3	0	100.0
22	木材薬品処理業の用に供する施設	40	29	11	72.5
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	401	340	61	84.8
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	78	58	20	74.4
24	化学肥料製造業の用に供する施設	36	36	0	100.0
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	3	0	100.0
26	無機顔料製造業の用に供する施設	33	32	1	97.0
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	254	237	17	93.3
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	20	18	2	90.0
29	コールタル製品製造業の用に供する施設	6	6	0	100.0
30	発酵工業の用に供する施設	12	12	0	100.0
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	6	0	100.0
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	24	21	3	87.5
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	152	143	9	94.1
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	11	11	0	100.0
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	7	0	100.0
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	5	0	100.0
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	58	55	3	94.8
38	石けん製造業の用に供する施設	0	0	0	0.0
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	2	0	100.0
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	4	0	100.0
41	香料製造業の用に供する施設	16	15	1	93.8
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	0	1	0.0
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	6	0	100.0
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0.0
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	0	0	0.0
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	222	211	11	95.0
47	医薬品製造業の用に供する施設	199	188	11	94.5
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	11	0	100.0
49	農薬製造業の用に供する混合施設	14	14	0	100.0
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	1	0	1	0.0

代表特定施設	配布数	回収状況		
		回収	未回収	回収率(%)
51 石油精製業の用に供する施設	39	39	0	100.0
51-2 自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	74	66	8	89.2
51-3 医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	4	3	1	75.0
52 皮革製造業の用に供する施設	11	9	2	81.8
53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	317	229	88	72.2
54 セメント製品製造業の用に供する施設	209	162	47	77.5
55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	401	342	59	85.3
56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	1	0	100.0
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	9	6	3	66.7
58 窯業原料の精製業の用に供する施設	137	119	18	86.9
59 砕石業の用に供する施設	56	48	8	85.7
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	130	90	40	69.2
61 鉄鋼業の用に供する施設	144	131	13	91.0
62 非鉄金属製造業の用に供する施設	101	81	20	80.2
63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	806	682	124	84.6
63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	6	5	1	83.3
63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	26	24	2	92.3
64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	12	12	0	100.0
64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	304	299	5	98.4
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	2,203	1,816	387	82.4
66 電気めっき施設	1,139	890	249	78.1
66-2 旅館業の用に供する施設	3,583	2,007	1,576	56.0
66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設	230	218	12	94.8
66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	280	203	77	72.5
66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設	918	623	295	67.9
66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	6	1	5	16.7
66-7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	2	1	1	50.0
67 洗たく業の用に供する洗浄施設	1,394	786	608	56.4
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	55	34	21	61.8
68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	394	337	57	85.5
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	121	106	15	87.6
69-2 中央卸売市場に設置される施設	9	9	0	100.0
69-3 地方卸売市場に設置される施設	36	29	7	80.6
70 廃油処理施設	4	3	1	75.0
70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	5	5	0	100.0
71 自動式車両洗浄施設	98	76	22	77.6
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,371	1,252	119	91.3
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	141	136	5	96.5
71-4 産業廃棄物処理施設	111	99	12	89.2
71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	722	463	259	64.1
71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	27	23	4	85.2
72 し尿処理施設	9,729	8,773	956	90.2
73 下水道終末処理施設	2,069	2,016	53	97.4
74 特定事業場から排出される水の処理施設	352	298	54	84.7
81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	2,224	1,882	342	84.6
91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	11	7	4	63.6
92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	345	287	58	83.2
- 特定施設不明	108	90	18	83.3
合計	36,361	29,629	6,732	81.5

表3.1 稼働コード別事業場数

所管	回収数	稼働コード						
		1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止	9その他	不明
都道府県	22,754	21,344	585	194	203	259	155	14
政令市	6,805	6,431	179	44	60	48	40	3
経済産業省	70	68	0	0	1	0	1	0
総計	29,629	27,843	764	238	264	307	196	17

表3.2 稼働コード別事業場数 都道府県別内訳

都道府県	回収数	稼働コード																
		1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止	9その他	不明	都道府県	回収数	稼働コード							
北海道	939	881	20	5	14	17	2	0	滋賀県	614	575	29	0	3	2	3	2	0
青森県	294	276	0	11	4	0	3	0	京都府	356	341	4	1	3	5	2	0	0
岩手県	504	482	7	4	5	5	1	0	大阪府	296	282	6	1	3	2	2	0	0
宮城県	353	325	12	3	8	3	1	1	兵庫県	1,046	901	86	5	11	28	14	1	1
秋田県	446	416	13	8	2	1	6	0	奈良県	226	207	13	0	1	2	3	0	0
山形県	398	375	11	2	4	4	2	0	和歌山県	330	317	4	1	0	5	3	0	0
福島県	578	540	13	8	11	3	3	0	鳥取県	207	198	4	0	1	3	1	0	0
茨城県	744	711	12	13	2	4	2	0	島根県	333	316	5	7	3	2	0	0	0
栃木県	592	551	12	8	7	8	6	0	岡山県	356	334	9	3	2	4	4	0	0
群馬県	447	401	23	5	3	11	3	1	広島県	603	574	5	4	5	9	4	2	0
埼玉県	748	710	12	10	6	6	4	0	山口県	512	494	7	3	1	4	3	0	0
千葉県	740	700	14	8	3	9	6	0	徳島県	226	215	1	5	2	3	0	0	0
東京都	106	104	1	0	0	1	0	0	香川県	281	276	0	1	1	2	1	0	0
神奈川県	282	218	49	2	4	6	2	1	愛媛県	345	338	4	0	1	1	1	0	0
新潟県	758	715	12	4	12	12	3	0	高知県	189	184	3	0	0	2	0	0	0
富山県	338	329	1	0	3	3	2	0	福岡県	624	595	10	4	5	6	3	1	0
石川県	425	404	10	6	2	1	2	0	佐賀県	333	310	7	2	6	6	2	0	0
福井県	257	240	6	4	3	4	0	0	長崎県	245	240	2	3	0	0	0	0	0
山梨県	329	304	10	2	5	5	2	1	熊本県	354	308	27	4	4	4	6	1	0
長野県	825	786	14	3	10	7	5	0	大分県	295	280	5	2	3	1	4	0	0
岐阜県	839	798	20	3	10	6	2	0	宮崎県	263	244	5	2	1	7	4	0	0
静岡県	862	820	10	6	7	9	9	1	鹿児島県	582	517	26	1	7	22	7	2	0
愛知県	1,342	1,275	24	13	8	7	15	0	沖縄県	187	173	2	6	2	1	3	0	0
三重県	805	764	15	11	5	6	4	0	小計	22,754	21,344	585	194	203	259	155	14	14

表3.3 稼働コード別事業場数 政令市別内訳

政令市	回収数	稼働コード					政令市	回収数	稼働コード						
		1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止			9その他	不明	1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止
札幌市	32	31	1	0	0	0	0	136	125	4	1	5	0	1	0
函館市	25	21	1	1	1	0	0	159	150	3	0	1	3	2	0
旭川市	24	23	0	0	1	0	0	81	76	0	0	1	4	0	0
青森市	56	53	2	0	1	0	0	129	121	2	0	4	2	0	0
八戸市	65	64	0	1	1	0	0	84	80	3	0	0	0	1	0
盛岡市	40	38	0	0	2	0	0	101	100	1	0	0	0	0	0
仙台市	55	54	0	1	0	0	0	99	99	3	4	1	1	0	0
秋田市	79	79	0	0	0	0	0	76	75	1	0	0	0	0	0
山形市	61	54	2	1	2	0	0	82	77	0	4	0	1	0	0
福島市	77	74	1	0	1	0	0	165	156	8	1	0	0	0	0
郡山市	86	86	0	0	0	0	0	97	94	1	0	0	0	2	0
いわき市	123	114	3	1	4	1	0	44	41	2	0	0	0	1	0
水戸市	48	45	1	1	0	0	0	27	24	2	0	1	0	0	0
つくば市	19	18	1	0	0	0	0	30	29	1	0	0	0	0	0
宇都宮市	95	87	4	2	1	0	0	99	97	2	0	0	0	0	0
前橋市	78	73	2	1	2	0	0	18	15	0	0	1	1	1	0
高崎市	89	83	1	0	1	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0
伊勢崎市	98	95	1	1	1	0	0	16	13	3	0	0	0	0	0
太田市	92	86	1	1	1	0	0	29	23	5	0	0	0	1	0
さいたま市	93	89	2	2	0	0	0	30	27	1	0	0	1	0	0
川越市	45	41	1	1	2	0	0	11	10	1	0	0	0	0	0
川口市	28	25	1	0	2	0	0	42	39	2	1	0	0	0	0
所沢市	20	20	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0
春日部市	18	18	0	0	0	0	0	13	9	2	0	0	1	1	0
草加市	15	13	1	0	1	0	0	89	87	0	1	0	0	0	0
越谷市	29	25	1	1	1	0	0	109	107	1	0	0	0	1	0
千葉市	67	66	1	0	0	0	0	25	25	0	0	0	0	0	0
市川市	80	75	5	0	0	0	0	25	24	1	0	0	0	0	0
船橋市	149	141	4	0	2	0	0	14	14	0	0	0	0	0	0
船戸市	45	44	0	0	1	0	0	29	28	0	0	1	0	0	0
柏市	50	41	7	0	0	1	0	4	4	0	0	0	0	0	0
市原市	86	84	0	0	1	0	0	37	36	0	0	1	0	0	0
八王子市	43	42	1	0	0	0	0	124	119	0	0	4	1	0	0
町田市	27	25	2	0	0	0	0	81	76	4	1	0	0	0	0
横浜市	112	105	3	1	1	0	0	181	179	1	0	1	0	0	0
川崎市	78	78	0	0	0	0	0	128	123	1	1	0	0	3	0
横須賀市	16	16	0	0	0	0	0	83	79	2	0	0	0	1	1
平塚市	11	10	0	1	0	0	0	45	40	1	3	1	0	0	0
藤沢市	34	28	4	0	0	2	0	81	76	2	0	1	0	2	0
小田原市	32	29	0	0	1	0	0	64	63	1	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	13	10	2	0	0	1	0	104	101	0	1	1	0	1	0
相模原市	38	34	1	0	1	0	0	77	72	4	0	1	0	0	0
厚木市	42	22	19	0	0	1	0	104	104	0	0	0	0	0	0
大和市	16	16	0	0	0	0	0	83	80	2	0	0	0	1	0
新鶴岡市	165	156	3	1	1	0	0	74	68	2	3	0	0	1	0
長岡市	61	55	1	0	2	0	1	26	23	2	0	1	0	0	0
上越市	113	103	5	0	3	0	0	48	47	1	0	0	0	0	0
富山市	148	145	1	1	1	0	0	43	40	2	0	1	0	0	0
金沢市	67	67	0	0	0	0	0	37	34	3	0	0	0	0	0
福井市	78	73	1	3	1	0	0	32	31	0	1	0	0	0	0
甲府市	27	25	0	0	2	0	0	97	89	8	0	0	0	0	0
長野市	84	77	3	0	1	0	0	49	48	1	0	0	0	0	0
松本市	47	45	2	0	0	0	0	48	48	0	0	0	0	0	0
岐阜市	70	68	1	0	1	0	0	6,805	6,431	179	44	60	48	40	3

表4.1 代表特定施設別用水量

単位:m<sup>3</sup>/日

	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	71	14,290.50	55,870.19	397,726.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	183	215.85	573.77	4,800.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	502	774.06	915.86	6,926.00	10.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	392	392.41	966.83	11,320.00	1.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	365	486.15	734.52	6,514.00	15.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	120	2,585.64	11,289.92	104,539.00	3.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	40	24,497.18	21,086.35	74,598.00	5.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	38	350.00	338.30	1,416.00	30.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	36	371.47	333.28	1,317.00	31.00
10	飲料製造業の用に供する施設	397	1,323.66	2,100.83	18,487.00	1.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	57	2,264.44	9,759.84	73,879.00	2.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	40	3,243.33	9,540.32	59,324.00	22.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	6,987.00	8,747.80	17,088.00	1,900.00
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	35	6,922.99	8,759.06	36,726.00	135.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	12	6,385.92	7,961.68	25,891.00	190.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	98	997.46	5,591.56	55,609.00	23.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	157	529.65	1,018.17	9,300.00	6.10
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	2,941.50	2,305.04	5,739.00	109.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	97	311.81	319.88	2,299.00	24.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	552.00	58.53	636.00	475.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	365	1,863.24	4,059.51	37,119.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	3	512.33	744.16	1,367.00	8.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	39	39,810.33	53,516.31	230,803.00	130.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	91.00	-	91.00	91.00
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	776.63	1,057.73	4,407.00	23.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	429.33	292.43	737.00	155.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	17	346.47	1,053.20	4,383.00	1.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	325	22,974.45	52,665.62	408,277.00	8.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	51	392.04	1,065.30	7,107.00	1.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	32	83,579.25	293,710.42	1,659,704.00	1.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	19,084.00	12,968.71	26,781.00	4,111.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	9,600.06	22,774.82	94,677.00	40.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	221	26,586.73	138,932.46	1,527,238.00	1.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	18	13,514.72	31,995.57	112,200.00	1.00
29	コールタル製品製造業の用に供する施設	3	24,228.00	33,200.97	62,377.00	1,868.00
30	発酵工業の用に供する施設	11	5,834.27	11,942.83	41,078.00	68.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	4,084.97	7,948.53	20,177.00	3.80
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	19	39,935.90	156,867.51	687,108.00	5.10
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	140	7,510.67	26,113.76	280,909.00	14.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	9	42,076.11	52,062.91	146,227.00	18.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	2,769.00	2,368.63	6,199.00	233.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	5,268.40	9,129.87	21,574.00	679.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	50	82,407.47	163,767.96	777,000.00	0.70
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	10,194.50	13,851.51	19,989.00	400.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	1,330.25	1,194.92	2,900.00	195.00
41	香料製造業の用に供する施設	14	897.36	1,485.14	5,682.00	29.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	5,687.50	11,426.03	28,934.00	145.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	201	3,885.29	11,574.14	88,784.00	2.90
47	医薬品製造業の用に供する施設	179	4,013.08	17,977.21	217,894.00	1.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	2,765.41	6,829.82	23,210.00	11.50
49	農薬製造業の用に供する混合施設	13	793.46	2,473.58	9,007.00	1.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

単位:m<sup>3</sup>/日

	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	37	156,143.35	194,040.39	739,846.00	123.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	65	830.73	1,733.65	12,413.00	0.20
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	3	1,465.00	1,235.24	2,420.00	70.00
52	皮革製造業の用に供する施設	9	797.33	1,252.27	4,000.00	12.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	202	700.44	2,116.39	20,065.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	145	266.77	641.45	3,928.00	0.10
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	261	221.54	895.70	8,200.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	395.00	-	395.00	395.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	6	2,714.58	4,689.51	12,200.00	111.50
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	110	813.74	2,782.46	21,100.00	0.02
59	砕石業の用に供する施設	42	795.26	1,025.55	4,000.00	1.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	69	686.54	740.24	4,452.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	129	234,797.35	773,344.89	4,550,900.00	3.58
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	71	11,938.35	44,741.16	287,760.00	2.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	609	1,475.04	11,101.20	211,577.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	5	111.18	99.16	240.00	5.90
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	2,082,397.30	2,395,415.91	7,666,240.00	1,289.30
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	11	46,678.88	66,689.85	188,653.00	181.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	282	49,652.21	97,170.86	1,231,110.00	0.30
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,656	842.26	2,388.85	37,571.00	0.00
66	電気めっき施設	812	26,898.16	752,150.12	21,433,352.00	0.01
66-2	旅館業の用に供する施設	1,495	508.00	3,973.34	72,206.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	196	16,745.79	233,216.98	3,265,125.00	30.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	182	231.44	236.34	2,450.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	496	118.86	291.09	4,926.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	82.00	-	82.00	82.00
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	64.00	-	64.00	64.00
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	539	191.48	512.47	7,000.00	0.10
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	16	25.04	39.27	126.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	299	232.77	225.78	2,362.00	0.00
69	と畜業又は死亡動物取扱業の用に供する解体施設	103	676.68	553.01	2,993.00	10.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	597.98	361.98	1,272.00	132.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	26	477.83	898.79	4,440.00	10.30
70	廃油処理施設	3	3,811.00	6,054.67	10,800.00	160.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	34.60	14.72	47.40	13.40
71	自動式車両洗浄施設	62	257.51	334.91	1,772.00	0.90
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,065	1,196.19	12,743.25	346,638.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	117	1,404.28	9,007.11	81,669.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	82	716.46	2,401.75	15,510.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	363	144.02	925.51	15,498.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	20	8,239.08	35,524.61	159,117.00	0.10
72	し尿処理施設	6,344	11,531.62	392,583.99	20,030,111.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,532	803.48	4,248.40	70,387.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	246	62,449.34	457,299.77	6,468,717.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	1,415	74,301.52	729,826.33	16,238,015.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	77.79	46.91	170.00	37.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	189	68.09	197.81	2,415.00	0.00
-	特定施設不明	62	645.14	3,623.20	28,513.00	0.00
	合計	23,879	15,016.25	329,563.40	21,433,352.00	0.00

表4.2 代表特定施設別総排水量

単位:m<sup>3</sup>/日

	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	77	13,257.75	52,616.01	397,271.00	46.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	179	164.63	376.74	4,049.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	497	704.84	824.68	6,669.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	382	363.12	859.28	10,120.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	356	441.39	637.88	5,100.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	121	2,410.27	11,125.33	104,045.00	3.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	40	23,137.20	20,267.39	72,736.00	1.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	39	304.31	313.68	1,364.00	21.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	37	300.68	262.47	1,216.00	31.00
10	飲料製造業の用に供する施設	397	1,118.21	1,832.78	16,101.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	57	2,281.28	9,772.80	73,879.00	12.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	40	3,015.38	9,237.75	57,570.00	46.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	6,851.00	8,711.64	16,910.00	1,750.00
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	35	6,740.91	8,040.60	29,004.00	126.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	12	5,744.42	6,869.80	20,066.00	187.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	96	830.63	4,474.35	44,040.00	22.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	158	467.51	935.11	9,300.00	8.20
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	2,091.75	2,097.46	5,029.00	75.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	96	268.53	271.58	1,841.00	20.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	510.40	98.60	653.00	409.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	361	1,812.61	3,891.10	34,854.00	0.30
20	洗毛業の用に供する施設	3	438.67	627.58	1,159.00	10.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	39	38,712.66	53,069.32	226,792.00	101.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	91.00	-	91.00	91.00
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	391.46	465.02	1,374.00	20.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	136.67	4.93	140.00	131.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	17	343.65	1,053.15	4,383.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	328	21,975.74	51,050.79	408,277.00	1.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	49	364.69	1,079.49	7,107.00	1.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	33	73,857.03	266,199.53	1,528,755.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	17,419.33	12,263.69	26,781.00	3,537.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	9,748.32	22,754.97	94,077.00	38.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	220	19,012.27	95,560.99	1,225,047.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	18	13,393.44	32,054.82	112,200.00	0.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	4	17,322.50	28,805.12	60,179.00	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	11	5,830.55	12,051.39	41,402.00	68.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	3,169.13	5,853.98	14,938.00	3.80
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	19	8,061.79	20,484.52	89,148.00	5.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	138	6,723.24	23,718.61	253,268.00	14.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	329,690.00	917,376.93	2,937,000.00	12.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	2,595.43	2,259.04	6,199.00	233.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	4,197.60	8,330.30	19,097.00	352.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	50	74,321.40	159,538.74	777,000.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	618.50	379.72	887.00	350.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	1,326.50	1,257.82	3,030.00	160.00
41	香料製造業の用に供する施設	13	851.23	1,388.42	5,190.00	29.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	6,087.83	12,673.09	31,907.00	117.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	199	3,663.23	10,915.85	89,903.00	3.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	178	3,925.47	18,061.14	217,894.00	1.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	3,366.10	7,088.70	23,210.00	30.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	13	762.80	2,384.23	8,679.00	1.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



単位:m<sup>3</sup>/日

	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	38	149,761.05	214,160.65	882,781.00	122.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	62	718.58	1,481.22	9,957.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	3	1,465.00	1,235.24	2,420.00	70.00
52	皮革製造業の用に供する施設	9	830.67	1,254.54	4,000.00	12.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	196	610.00	1,781.29	16,720.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	136	219.42	669.99	4,242.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	251	320.01	1,170.55	12,000.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	400.00	-	400.00	400.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	6	1,774.58	2,532.04	6,800.00	111.50
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	110	765.80	2,708.55	21,100.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	43	464.35	722.04	3,787.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	70	652.36	741.58	4,452.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	128	149,989.64	470,815.41	2,851,877.00	5.50
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	70	10,388.32	44,149.61	286,861.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	591	778.61	1,808.52	17,791.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	5	98.38	90.16	240.00	5.90
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	2,274,041.04	2,407,714.37	7,658,340.00	173.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	11	43,334.03	65,822.46	183,206.00	11.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	282	1,710.20	4,348.46	34,339.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,613	840.36	2,739.29	47,420.00	0.00
66	電気めっき施設	797	27,367.78	759,280.33	21,435,784.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,462	520.02	4,133.90	83,456.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	194	16,919.08	234,470.92	3,265,887.00	30.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	178	215.98	227.89	2,400.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	511	157.02	903.75	19,402.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	82.00	-	82.00	82.00
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	517	210.45	645.71	7,800.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	16	35.22	54.48	178.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	297	223.02	188.34	1,800.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	101	684.75	544.80	2,993.00	26.59
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	535.34	356.44	1,223.00	131.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	27	455.47	883.38	4,440.00	12.00
70	廃油処理施設	3	3,816.33	6,050.14	10,800.00	165.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	33.38	14.40	50.60	15.50
71	自動式車両洗浄施設	59	225.50	296.56	1,511.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,036	1,251.51	12,903.02	346,024.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	97	943.58	8,066.43	79,265.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	85	1,263.79	5,754.29	48,310.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	339	120.92	817.81	14,187.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	19	7,735.45	32,734.12	142,886.00	0.00
72	し尿処理施設	7,787	12,331.41	426,422.38	20,939,647.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,941	23,451.88	72,299.64	1,299,470.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	265	48,349.00	416,834.60	6,468,435.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,585	71,698.42	721,465.77	16,225,882.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	71.36	48.22	160.00	16.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	233	74.53	157.43	2,291.00	0.00
-	特定施設不明	76	742.41	3,342.70	28,145.00	1.04
	合計	25,723	15,939.45	345,971.51	21,435,784.00	0.00



表5.1 有害物質使用・製造事業場数

項目		使用の有無			製造の有無			集計対象
		有	無	未回答	有	無	未回答	7,825
01	カドミウム及びその化合物	622	4,992	2,211	42	5,306	2,477	
02	シアン化合物	1,122	4,559	2,144	63	5,319	2,443	
03	有機燐化合物	354	5,184	2,287	16	5,267	2,542	
04	鉛及びその化合物	1,441	4,284	2,100	168	5,262	2,395	
05	六価クロム化合物	1,481	4,335	2,009	85	5,393	2,347	
06	砒素及びその化合物	630	4,953	2,242	48	5,271	2,506	
07	総水銀	529	5,041	2,255	24	5,291	2,510	
08	アルキル水銀化合物	197	5,320	2,308	7	5,262	2,556	
09	P C B	236	5,279	2,310	5	5,262	2,558	
10	トリクロロエチレン	758	4,977	2,090	26	5,391	2,408	
11	テトラクロロエチレン	680	5,072	2,073	17	5,399	2,409	
12	ジクロロメタン	1,051	4,633	2,141	29	5,360	2,436	
13	四塩化炭素	444	5,087	2,294	9	5,272	2,544	
14	1, 2-ジクロロエタン	392	5,130	2,303	15	5,260	2,550	
15	1, 1-ジクロロエチレン	254	5,261	2,310	8	5,257	2,560	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	245	5,271	2,309	6	5,261	2,558	
17	1,1,1-トリクロロエタン	289	5,244	2,292	8	5,270	2,547	
18	1,1,2-トリクロロエタン	252	5,258	2,315	11	5,251	2,563	
19	1,3-ジクロロプロペン	240	5,272	2,313	7	5,253	2,565	
20	チウラム	286	5,232	2,307	19	5,245	2,561	
21	シマジン	215	5,294	2,316	7	5,253	2,565	
22	チオベンカルブ	214	5,294	2,317	6	5,252	2,567	
23	ベンゼン	655	4,897	2,273	55	5,227	2,543	
24	セレン及びその化合物	425	5,096	2,304	30	5,238	2,557	
25	ほう素及びその化合物	1,637	4,033	2,155	135	5,238	2,452	
26	ふっ素及びその化合物	1,916	3,818	2,091	132	5,284	2,409	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2,214	3,443	2,168	154	5,188	2,483	

表5.2(1) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	水素イオン濃度(pH) 下限値	
			最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	81	8.33	4.50
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	171	8.30	2.50
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	498	8.60	3.10
3	水産食料品製造業の用に供する施設	369	8.20	3.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	345	8.60	5.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	119	8.00	5.50
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	36	8.20	5.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	36	7.80	6.20
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	35	7.90	5.60
10	飲料製造業の用に供する施設	380	8.50	3.60
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	56	9.00	4.30
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	41	8.40	5.90
13	イースト製造業の用に供する施設	3	7.20	6.50
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	32	8.10	5.80
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	7.60	5.80
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	92	8.20	5.80
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	148	8.30	5.80
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	7.10	6.10
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	95	7.90	5.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	7.70	5.90
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	345	8.60	3.70
20	洗毛業の用に供する施設	4	7.20	6.40
21	化学繊維製造業の用に供する施設	37	7.90	5.80
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	6.90	6.90
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	7.50	6.20
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	7.40	6.87
22	木材薬品処理業の用に供する施設	6	7.40	6.60
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	310	7.80	5.10
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	43	8.30	3.70
24	化学肥料製造業の用に供する施設	31	7.70	3.30
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	7.60	7.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	8.20	5.40
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	212	8.10	5.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	17	8.10	6.50
29	コールドロール製品製造業の用に供する施設	3	8.10	6.80
30	発酵工業の用に供する施設	11	7.80	6.20
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	5	7.90	6.90
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	18	8.50	5.60
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	136	8.50	5.80
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	7.80	6.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	7.80	6.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	7.00	5.90
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	48	8.00	5.90
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	6.00	5.80
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	7.20	6.50
41	香料製造業の用に供する施設	14	8.20	5.60
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	7.60	6.20
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	193	8.00	4.14
47	医薬品製造業の用に供する施設	175	7.90	5.80
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	7.40	6.10
49	農薬製造業の用に供する混合施設	11	7.40	6.22
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-

## 水素イオン濃度(pH) 下限値

代表特定施設		事業場数	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	37	8.00	5.89
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	61	8.40	5.80
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	3	7.70	6.60
52	皮革製造業の用に供する施設	8	8.10	6.10
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	189	9.00	5.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	106	10.00	5.80
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	186	10.00	5.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	8.40	8.40
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	5	7.10	6.60
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	93	8.40	5.00
59	砕石業の用に供する施設	41	8.20	4.80
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	55	8.60	4.80
61	鉄鋼業の用に供する施設	121	8.20	5.40
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	67	8.20	6.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	563	8.90	4.40
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	4	7.30	6.80
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	8.20	5.70
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	10	8.60	6.70
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	253	8.60	5.60
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,570	10.90	2.50
66	電気めっき施設	736	8.40	5.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,538	9.00	1.80
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	193	8.70	4.10
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	182	7.80	4.80
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	547	9.70	2.91
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	6.80	6.80
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	6.40	6.40
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	337	10.00	4.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	6	7.00	5.80
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	309	8.00	3.70
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	102	7.87	5.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	7.50	6.40
69-3	地方卸売市場に設置される施設	26	7.90	5.80
70	廃油処理施設	3	7.20	6.60
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	7.40	6.50
71	自動式車両洗浄施設	66	8.50	4.70
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	884	8.40	2.10
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	60	8.00	4.50
71-4	産業廃棄物処理施設	76	8.00	5.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	212	9.40	5.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	12	8.10	5.80
72	し尿処理施設	8,182	8.80	2.10
73	下水道終末処理施設	1,969	7.80	3.70
74	特定事業場から排出される水の処理施設	274	8.20	3.80
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,703	8.40	3.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	7.20	6.40
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	262	8.50	3.30
-	特定施設不明	73	8.30	4.80
	合計	25,445	10.90	1.80

水素イオン濃度(pH)は濃度の逆数の常用対数であるため、平均値及び標準偏差の算出は行っていない。

表5.2(2) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		水素イオン濃度(pH) 上限値		
		事業場数	最大値	最小値
1	鋳業又は水洗炭業の用に供する施設	81	8.60	6.20
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	171	9.10	6.30
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	498	9.50	6.30
3	水産食料品製造業の用に供する施設	369	11.20	3.30
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	345	9.45	5.90
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	119	8.90	6.40
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	36	9.00	6.50
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	36	8.70	6.40
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	35	8.60	6.30
10	飲料製造業の用に供する施設	380	10.00	6.10
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	56	9.00	5.10
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	41	8.90	6.50
13	イースト製造業の用に供する施設	3	8.10	7.50
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	32	8.60	6.60
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	8.30	7.10
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	92	8.60	6.80
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	148	8.60	6.90
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	8.50	7.44
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	95	8.60	6.20
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	8.30	7.30
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	345	9.50	3.70
20	洗毛業の用に供する施設	4	7.80	7.50
21	化学繊維製造業の用に供する施設	37	8.70	7.20
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	1	6.90	6.90
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	8.60	6.90
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	8.70	7.79
22	木材薬品処理業の用に供する施設	6	11.80	7.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	310	9.80	6.40
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	43	8.51	6.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	31	8.70	6.90
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	7.90	7.60
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	8.60	7.10
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	212	9.00	6.70
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	17	8.60	6.50
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	3	8.60	7.50
30	発酵工業の用に供する施設	11	8.30	7.20
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	5	8.60	7.30
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	18	8.90	7.40
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	136	8.90	6.80
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	8.60	7.30
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	8.80	7.40
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	8.20	7.60
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	48	9.00	7.10
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	8.60	8.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	8.20	7.20
41	香料製造業の用に供する施設	14	8.40	6.90
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	8.00	7.50
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	193	9.10	6.60
47	医薬品製造業の用に供する施設	175	9.10	6.80
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	8.20	6.90
49	農薬製造業の用に供する混合施設	11	9.00	7.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-

## 水素イオン濃度(pH) 上限値

代表特定施設		事業場数	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	37	8.50	7.30
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	61	9.00	6.80
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	3	8.60	7.00
52	皮革製造業の用に供する施設	8	8.10	7.10
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	189	10.90	6.20
54	セメント製品製造業の用に供する施設	106	11.90	6.40
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	186	12.00	6.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	8.40	8.40
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	5	7.80	7.20
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	93	8.60	6.40
59	砕石業の用に供する施設	41	8.60	6.50
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	55	9.30	6.50
61	鉄鋼業の用に供する施設	121	9.00	6.40
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	67	8.60	6.40
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	563	9.90	6.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	4	7.90	7.20
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	8.70	7.10
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	10	8.60	6.70
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	253	9.00	6.50
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,570	10.90	3.00
66	電気めっき施設	736	9.20	5.70
66-2	旅館業の用に供する施設	1,538	9.80	1.80
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	193	9.60	5.90
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	182	8.60	6.30
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	547	10.20	3.30
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	7.40	7.40
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	7.40	7.40
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	337	10.00	4.50
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	6	8.60	6.70
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	309	9.20	5.70
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	102	9.00	6.90
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	8.00	6.60
69-3	地方卸売市場に設置される施設	26	8.30	6.80
70	廃油処理施設	3	8.50	7.90
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	9.40	7.10
71	自動式車両洗浄施設	66	10.00	6.30
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	884	11.10	3.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	60	8.60	6.70
71-4	産業廃棄物処理施設	76	9.00	5.70
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	212	10.10	5.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	12	8.60	7.20
72	し尿処理施設	8,182	11.00	3.50
73	下水道終末処理施設	1,969	9.00	6.20
74	特定事業場から排出される水の処理施設	274	9.00	5.87
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,703	9.50	3.80
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	7.70	7.10
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	262	8.90	6.00
-	特定施設不明	73	9.40	6.50
	合計	25,445	12.00	1.80

水素イオン濃度(pH)は濃度の逆数の常用対数であるため、平均値及び標準偏差の算出は行っていない。

表5.2(3) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	24	2.26	2.57	12.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	179	25.56	28.98	158.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	488	8.63	14.26	160.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	296	16.10	26.80	206.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	336	11.10	20.40	250.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	109	10.63	19.52	170.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	24	23.59	23.94	85.00	1.70
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	32	4.86	5.99	22.10	0.70
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	35	9.80	9.37	45.00	0.80
10	飲料製造業の用に供する施設	365	10.17	28.43	400.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	46	21.48	34.13	200.00	0.40
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	32	10.41	12.21	43.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	13.03	19.03	35.00	1.70
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	29	37.47	31.17	120.00	2.20
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	10	16.81	15.34	47.90	1.90
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	90	3.71	3.66	20.00	0.50
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	149	8.06	10.23	76.00	0.20
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	5.23	3.37	9.00	1.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	88	5.88	10.70	91.40	0.50
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	4	1.80	0.47	2.10	1.10
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	330	15.37	16.73	113.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	5	7.04	5.50	15.00	1.10
21	化学繊維製造業の用に供する施設	29	7.21	14.24	78.00	0.95
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	1	2.80	-	2.80	2.80
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	13	8.46	7.32	25.00	0.80
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	5.40	1.27	6.30	4.50
22	木材薬品処理業の用に供する施設	4	2.83	2.41	6.20	1.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	216	21.93	22.53	142.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	40	7.71	9.05	45.00	0.20
24	化学肥料製造業の用に供する施設	14	5.86	7.37	30.00	1.40
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	2.90	2.69	4.80	1.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	19	5.50	3.37	11.50	1.58
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	130	5.48	7.55	49.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	12	4.94	8.15	30.00	0.90
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	11	7.73	8.93	28.00	0.50
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	0.97	0.55	1.60	0.60
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	14	14.81	14.75	60.00	1.90
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	104	5.63	9.04	70.00	0.46
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	4	11.03	10.69	27.00	4.60
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	19.30	18.48	40.00	0.80
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	3	1.57	0.31	1.90	1.30
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	14	5.30	3.65	12.60	1.20
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	5.00	2.40	6.70	3.30
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	8.20	6.95	15.00	1.10
41	香料製造業の用に供する施設	11	14.40	32.12	110.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	1.73	1.34	3.70	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	150	6.62	9.00	80.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	158	5.55	9.55	97.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	2.39	1.95	7.40	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	8	2.68	2.76	9.30	0.70
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



BOD 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	10	4.02	3.06	9.10	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	57	6.52	9.23	62.00	0.80
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	3	3.49	2.70	6.20	0.80
52	皮革製造業の用に供する施設	7	6.66	3.96	13.60	2.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	142	5.63	8.89	67.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	83	6.53	13.84	120.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	90	3.10	7.08	60.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	1.40	-	1.40	1.40
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	5	2.54	1.81	4.70	0.50
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	67	3.97	5.57	25.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	24	1.52	1.25	6.80	0.50
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	17	18.88	47.10	160.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	67	3.27	5.94	47.70	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	52	4.83	6.74	43.00	0.24
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	519	5.45	9.15	140.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	5	11.60	10.34	27.20	0.50
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	7	1.46	2.03	5.20	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	5	3.66	3.69	7.80	0.90
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	223	1.53	2.92	33.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,392	6.57	15.82	430.00	0.00
66	電気めっき施設	553	9.17	11.71	140.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,434	7.08	13.63	230.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	191	4.81	8.91	112.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	184	6.05	11.67	121.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	524	4.92	6.86	86.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	5.10	-	5.10	5.10
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	19.60	-	19.60	19.60
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	307	13.65	31.78	300.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	5	14.82	25.36	60.00	0.50
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	308	5.18	10.81	136.50	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	102	10.39	19.97	150.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	8	2.93	1.26	4.60	0.64
69-3	地方卸売市場に設置される施設	23	9.25	26.48	130.00	0.90
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	27.98	48.05	100.00	1.70
71	自動式車両洗浄施設	60	7.00	7.15	35.50	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	743	9.82	23.87	390.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	60	1.87	3.25	20.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	62	6.79	10.61	71.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	168	19.04	52.78	430.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	8	2.87	3.13	10.00	0.00
72	し尿処理施設	8,106	5.06	7.18	320.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,976	3.40	4.57	131.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	236	10.04	25.35	350.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,630	7.78	11.43	178.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	2.11	1.90	5.70	0.50
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	254	5.31	5.51	41.00	0.00
-	特定施設不明	73	4.19	5.90	30.00	0.33
	合計	23,470	6.87	14.17	430.00	0.00

表5.2(4) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	36	8.83	15.93	71.70	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	101	54.75	50.18	310.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	365	15.02	16.30	170.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	285	24.70	33.19	397.50	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	218	16.62	17.95	160.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	97	22.24	19.65	110.00	2.10
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	37	21.32	41.85	250.00	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	32	11.02	9.57	45.30	1.40
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	19	18.11	11.18	40.00	4.10
10	飲料製造業の用に供する施設	269	12.76	14.92	150.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	41	18.98	21.16	104.00	1.50
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	35	9.69	8.06	37.00	1.40
13	イースト製造業の用に供する施設	1	4.20	-	4.20	4.20
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	21	33.80	29.79	120.00	6.50
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	10	15.29	8.72	30.60	4.40
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	73	9.16	6.69	35.00	0.27
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	115	15.07	14.68	101.00	0.80
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	19.15	12.65	37.10	7.40
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	75	10.86	8.65	45.00	0.80
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	4.04	1.90	6.60	1.90
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	279	31.54	35.27	330.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	3	47.23	71.70	130.00	4.20
21	化学繊維製造業の用に供する施設	34	9.73	17.63	81.40	1.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	12	14.02	12.83	44.80	1.50
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	10.80	2.26	12.40	9.20
22	木材薬品処理業の用に供する施設	5	6.40	4.95	13.90	1.90
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	264	34.00	24.41	117.00	1.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	29	10.51	9.33	38.00	0.20
24	化学肥料製造業の用に供する施設	23	9.19	24.21	120.00	0.50
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	2.00	-	2.00	2.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	26	4.71	2.70	11.70	0.70
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	181	7.47	11.36	62.00	0.30
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	13	4.92	4.84	17.30	1.10
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	3	5.00	1.39	6.60	4.10
30	発酵工業の用に供する施設	10	14.02	13.89	38.00	1.80
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	3.00	2.35	5.70	1.40
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	16	19.63	26.45	109.00	2.50
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	128	8.93	13.60	132.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	14.21	12.67	42.30	0.90
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	38.53	44.38	119.90	5.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	5.60	1.16	6.80	4.40
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	47	9.35	12.45	80.00	1.70
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	17.00	-	17.00	17.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	8.28	6.12	13.80	1.30
41	香料製造業の用に供する施設	13	10.82	7.83	28.50	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	3.77	2.29	6.90	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	177	12.12	21.67	176.00	0.20
47	医薬品製造業の用に供する施設	150	9.27	12.09	100.00	0.08
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	4.90	2.32	9.20	2.90
49	農薬製造業の用に供する混合施設	7	8.27	12.11	35.00	1.80
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

COD 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	36	5.75	4.96	29.00	0.59
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	52	12.95	36.13	258.00	0.50
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	2	3.85	3.32	6.20	1.50
52	皮革製造業の用に供する施設	3	82.30	69.46	143.30	6.70
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	87	5.23	9.08	80.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	77	9.38	14.93	120.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	67	5.21	8.30	60.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	3.30	-	3.30	3.30
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	4	9.63	11.76	27.00	1.50
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	84	5.12	6.26	43.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	23	3.59	3.40	14.00	0.80
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	18	15.04	30.81	123.00	0.60
61	鉄鋼業の用に供する施設	102	5.25	8.70	89.30	1.70
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	53	5.39	5.54	27.00	0.60
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	445	7.94	11.63	130.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	17.27	15.45	29.80	0.00
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	2.90	1.91	7.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	8	8.79	8.37	29.00	3.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	170	3.34	8.35	87.20	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,138	8.91	15.99	320.00	0.00
66	電気めっき施設	416	12.09	15.39	160.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	882	8.89	8.39	90.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	136	9.50	6.31	41.10	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	144	10.75	7.94	50.45	0.11
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	421	8.75	6.22	47.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	20.00	-	20.00	20.00
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	221	19.06	30.34	300.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	5	16.15	24.57	60.00	3.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	236	9.16	8.50	88.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	61	13.56	10.34	59.30	2.30
69-2	中央卸売市場に設置される施設	8	5.05	3.03	10.00	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	22	5.40	3.38	15.70	0.00
70	廃油処理施設	3	2.53	0.71	3.30	1.90
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2	9.95	5.59	13.90	6.00
71	自動式車両洗浄施設	55	9.04	7.96	47.50	0.30
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	595	9.27	12.27	167.50	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	57	5.61	5.07	25.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	61	12.00	18.65	100.00	0.60
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	100	15.76	30.61	260.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	9	6.99	7.40	23.00	0.00
72	し尿処理施設	6,009	9.73	7.86	320.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,855	8.74	4.13	78.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	194	17.39	30.49	310.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,730	12.71	8.72	91.80	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	5.39	1.99	8.20	2.73
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	226	9.81	7.46	51.00	1.20
-	特定施設不明	62	8.28	6.15	31.50	0.90
	合計	19,222	11.36	14.85	397.50	0.00

表5.2(5) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

SS 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	68	8.96	10.07	51.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	174	33.02	43.79	340.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	490	11.66	20.85	320.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	357	19.68	26.42	200.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	340	14.17	18.22	200.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	119	12.11	13.28	90.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	—	—	—	—
7	砂糖製造業の用に供する施設	36	13.23	18.87	110.00	1.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	37	11.24	14.58	68.00	0.74
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	34	14.56	9.82	40.00	1.00
10	飲料製造業の用に供する施設	365	10.72	27.21	420.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	54	16.29	20.06	96.00	0.50
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	41	7.97	7.96	42.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	12.50	12.28	26.00	2.00
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	34	33.78	36.02	150.00	2.20
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	12	8.18	8.51	33.00	1.10
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	87	7.21	6.65	33.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	145	11.31	20.54	190.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	5.30	4.93	12.40	1.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	92	8.85	9.20	48.00	1.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	2.22	1.91	5.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	327	14.10	15.67	130.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	4	6.45	3.56	10.00	3.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	33	4.51	3.39	13.20	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	1	20.00	—	20.00	20.00
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	15	7.24	5.77	20.50	2.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	4.30	1.98	5.70	2.90
22	木材薬品処理業の用に供する施設	4	9.53	8.97	22.00	2.10
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	312	15.39	14.24	118.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	38	7.00	7.85	31.00	0.30
24	化学肥料製造業の用に供する施設	29	7.89	5.13	23.00	2.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	3.57	2.32	5.50	1.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	6.41	7.42	34.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	198	7.71	12.42	95.80	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	15	3.98	3.47	13.00	1.60
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	3	5.13	3.36	7.90	1.40
30	発酵工業の用に供する施設	11	8.74	8.45	21.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	5	5.96	4.68	11.70	0.70
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	17	11.27	9.58	38.60	1.30
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	134	4.48	4.07	25.30	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	11.65	9.22	31.00	2.70
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	5.65	4.31	12.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	2.38	1.54	4.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	45	5.84	4.52	17.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	5.55	6.43	10.10	1.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	3.87	3.35	6.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	14	5.20	5.18	16.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	2.17	2.92	7.80	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	—	—	—	—
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	178	5.91	8.37	73.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	167	5.05	5.16	34.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	5.02	5.01	18.20	1.80
49	農薬製造業の用に供する混合施設	10	2.03	1.76	4.70	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	—	—	—	—

SS 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	38	4.24	3.73	17.60	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	56	4.47	6.25	40.50	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	3	1.78	1.01	2.95	1.20
52	皮革製造業の用に供する施設	8	25.63	39.41	116.60	1.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	159	4.40	5.76	40.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	93	12.98	26.98	200.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	127	13.40	24.13	200.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	2.00	—	2.00	2.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	6	4.14	3.95	10.70	0.33
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	92	10.91	17.29	114.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	35	21.70	23.32	130.00	0.80
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	52	38.76	36.71	130.00	1.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	117	5.80	6.45	44.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	62	3.99	5.19	32.20	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	536	4.31	5.58	50.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	4	4.73	5.14	12.00	0.00
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	2.69	3.33	11.60	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	10	13.35	28.01	92.00	0.70
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	246	8.18	14.09	130.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,430	5.72	18.39	610.00	0.00
66	電気めっき施設	538	5.30	8.04	120.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,261	7.83	11.81	160.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	186	8.77	11.57	125.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	182	8.19	10.64	77.66	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	478	7.15	9.74	121.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	3.30	—	3.30	3.30
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	6.80	—	6.80	6.80
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	303	11.29	14.39	90.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	5	10.32	16.69	40.00	1.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	285	6.54	8.14	92.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	104	9.70	15.59	120.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	9.77	7.78	23.00	0.77
69-3	地方卸売市場に設置される施設	24	4.61	3.41	13.00	0.00
70	廃油処理施設	2	1.95	0.78	2.50	1.40
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	12.23	8.50	23.00	2.90
71	自動式車両洗浄施設	60	6.84	7.58	40.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	715	7.29	11.98	160.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	58	3.70	8.18	46.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	71	5.54	7.03	40.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	150	10.06	14.84	92.50	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	8	2.30	3.28	9.60	0.00
72	し尿処理施設	7,866	5.23	9.46	567.50	0.00
73	下水道終末処理施設	1,974	3.11	3.68	109.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	265	8.80	11.37	90.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	1,521	7.62	8.90	120.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	3.90	2.85	9.30	1.02
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	246	6.41	9.33	71.00	0.00
—	特定施設不明	69	4.06	5.38	27.00	0.00
	合計	23,627	7.20	13.51	610.00	0.00

表5.2(6) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類) 単位:mg/			
			平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	23	0.14	0.31	1.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	7	0.21	0.39	1.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	88	0.50	1.43	11.80	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	39	2.47	8.70	54.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	57	0.34	0.99	5.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	19	0.30	1.14	5.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	18	1.08	2.74	12.00	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	9	0.27	0.42	1.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	2	0.75	1.06	1.50	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	109	0.70	2.51	24.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	3	0.17	0.29	0.50	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	8	0.25	0.46	1.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	21	0.43	0.66	2.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	25	1.06	2.28	9.50	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	19	0.53	1.17	5.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	135	1.28	1.80	12.50	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	19	0.18	0.29	1.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	5	1.20	2.17	5.00	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.50	-	0.50	0.50
22	木材薬品処理業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	95	0.41	0.72	5.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	25	0.92	1.31	5.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	13	0.50	1.37	5.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.80	0.28	1.00	0.60
26	無機顔料製造業の用に供する施設	19	0.06	0.16	0.50	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	110	0.17	0.35	2.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	13	0.46	0.63	2.00	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.25	0.35	0.50	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	13	0.35	0.63	2.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	99	0.32	0.53	2.50	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	1.06	1.79	5.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	0.89	1.83	5.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	4	0.03	0.06	0.12	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	42	0.25	0.39	1.90	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	3	1.00	1.32	2.50	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	113	0.43	0.85	5.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	99	0.48	0.83	5.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	6	0.25	0.42	1.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	8	0.14	0.20	0.50	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類) 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	34	0.51	0.60	2.30	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	50	0.80	0.86	4.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.60	-	0.60	0.60
52	皮革製造業の用に供する施設	2	0.55	0.07	0.60	0.50
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	89	0.40	0.63	3.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	58	0.77	1.21	6.50	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	41	0.71	1.16	5.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	4	0.25	0.29	0.50	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	42	0.43	0.61	3.10	0.00
59	砕石業の用に供する施設	2	0.50	0.71	1.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	102	0.55	1.11	9.30	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	41	0.33	0.61	2.50	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	461	0.56	0.73	5.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	2.50	-	2.50	2.50
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	0.01	0.04	0.20	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	8	0.79	1.74	5.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	74	0.17	0.52	3.40	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,110	0.76	1.56	25.30	0.00
66	電気めっき施設	320	0.58	0.95	10.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	104	1.06	2.09	12.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	30	0.35	0.65	2.50	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	36	0.50	1.08	5.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	43	0.69	1.18	5.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	111	1.11	1.94	17.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	1.00	-	1.00	1.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	29	0.83	1.39	5.10	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	9	0.44	1.01	3.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	3	0.17	0.29	0.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
70	廃油処理施設	2	0.50	0.71	1.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	3	1.33	1.53	3.00	0.00
71	自動式車両洗浄施設	37	1.36	2.10	12.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	329	0.44	0.90	5.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	45	0.15	0.31	1.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	55	0.52	0.78	4.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	116	2.00	4.98	39.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	10	0.30	0.42	1.00	0.00
72	し尿処理施設	955	0.38	1.00	14.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,356	0.17	0.51	5.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	101	0.43	0.72	5.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	150	0.23	0.47	2.50	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	1	1.00	-	1.00	1.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	19	0.79	1.57	5.00	0.00
-	特定施設不明	32	0.47	1.12	5.00	0.00
	合計	7,361	0.52	1.45	54.00	0.00

表5.2(7) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類) 単位:mg/				
		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	14	0.11	0.29	1.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	21	0.40	0.56	2.10	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	343	1.41	2.66	25.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	160	3.35	6.95	37.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	113	0.99	1.61	10.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	55	0.84	1.15	5.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	7	0.20	0.25	0.50	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	12	0.80	0.66	2.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	7	0.89	1.08	3.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	131	0.80	1.57	10.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	24	1.63	1.51	7.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	32	1.17	1.19	5.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	4	0.38	0.48	1.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	47	1.12	2.14	13.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	78	1.60	4.68	40.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	3	0.43	0.21	0.60	0.20
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	62	1.43	2.16	15.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	115	2.27	3.41	18.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	2	1.00	0.00	1.00	1.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	10	0.20	0.30	0.80	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	4	1.50	2.38	5.00	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.50	-	0.50	0.50
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	68	0.55	1.04	5.30	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	10	0.20	0.42	1.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	5	1.20	2.17	5.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	1.00	-	1.00	1.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	9	0.40	1.03	3.10	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	47	0.10	0.26	1.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	4	0.03	0.05	0.10	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	6	0.17	0.41	1.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	47	0.22	0.42	2.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	5	0.68	1.06	2.50	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	9	0.06	0.17	0.50	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	1.05	0.07	1.10	1.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	0.40	0.80	1.60	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	9	0.34	0.42	1.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	70	0.58	1.92	15.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	69	0.49	0.95	5.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類) 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	19	0.42	0.83	2.80	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	6	2.32	2.45	5.60	0.30
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	38	0.52	0.97	3.96	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	18	0.66	0.90	3.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	31	0.55	1.05	5.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	2	0.30	0.42	0.60	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	17	0.16	0.29	1.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	22	0.28	0.64	2.10	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	14	0.03	0.11	0.40	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	176	0.40	1.03	11.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	8	0.01	0.04	0.10	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	61	0.15	0.42	2.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	437	0.81	4.02	60.00	0.00
66	電気めっき施設	145	0.39	1.33	15.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	249	1.65	3.98	30.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	107	1.12	1.35	10.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	137	1.47	2.66	20.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	98	1.02	3.12	30.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	121	3.05	6.08	40.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	0.50	0.71	1.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	55	1.42	2.10	11.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	71	1.83	3.91	30.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	4	0.75	1.19	2.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	14	0.78	0.96	3.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	28	0.85	1.35	5.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	261	0.75	2.73	30.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	38	0.24	0.45	2.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	38	0.32	0.54	2.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	36	1.91	4.38	25.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	6	0.25	0.42	1.00	0.00
72	し尿処理施設	1,505	0.74	1.86	46.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,544	0.27	0.83	18.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	88	0.87	1.32	5.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	202	0.83	1.44	7.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	35	0.54	0.92	4.00	0.00
-	特定施設不明	29	0.21	0.36	1.00	0.00
	合計	7,306	0.85	2.54	60.00	0.00

表5.2(8) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	17	0.09	0.34	1.40	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	7	0.17	0.37	1.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	48	0.05	0.13	0.50	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	12	0.09	0.29	1.01	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	24	0.00	0.00	0.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	10	0.00	0.00	0.01	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	4	0.35	0.44	0.90	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	84	0.03	0.09	0.50	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9	0.06	0.17	0.50	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.00	-	0.00	0.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	6	0.02	0.04	0.10	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	65	0.02	0.07	0.50	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	16	0.03	0.12	0.50	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	6	0.08	0.10	0.20	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	90	0.05	0.13	0.50	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	12	0.07	0.14	0.50	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	11	0.00	0.01	0.02	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	64	0.03	0.14	1.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	6	0.02	0.04	0.10	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.01	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	70	0.02	0.05	0.20	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	6	0.03	0.04	0.10	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	0.04	0.05	0.10	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	23	0.03	0.08	0.35	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	79	0.05	0.14	1.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	78	0.04	0.11	0.50	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	4	0.35	0.70	1.40	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

フェノール類 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	26	0.05	0.11	0.50	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	16	0.03	0.12	0.50	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.05	-	0.05	0.05
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	38	0.01	0.03	0.10	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	16	0.02	0.03	0.10	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	26	0.10	0.20	0.50	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	24	0.02	0.03	0.10	0.00
59	砕石業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	54	0.01	0.02	0.10	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	25	0.03	0.10	0.50	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	229	0.02	0.08	0.50	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	14	0.00	0.00	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	7	0.03	0.08	0.20	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	102	0.00	0.01	0.10	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	469	0.05	0.32	6.32	0.00
66	電気めっき施設	144	0.01	0.06	0.70	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	48	0.17	0.87	6.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	11	0.45	1.51	5.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	16	0.04	0.13	0.50	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	15	0.05	0.13	0.50	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	34	0.08	0.16	0.50	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	7	0.03	0.05	0.10	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.25	0.35	0.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	8	0.02	0.04	0.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	313	0.06	0.19	2.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	48	0.03	0.10	0.50	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	46	0.05	0.17	1.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	22	0.18	0.28	1.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
72	し尿処理施設	607	0.03	0.11	1.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,818	0.02	0.08	0.50	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	71	0.02	0.11	0.90	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	75	0.00	0.01	0.10	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	8	0.00	0.00	0.01	0.00
-	特定施設不明	23	0.01	0.03	0.10	0.00
	合計	5,204	0.03	0.18	6.32	0.00

表5.2(9) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	銅 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	47	0.03	0.04	0.18	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	49	0.01	0.03	0.20	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	12	0.00	0.00	0.01	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	24	0.00	0.01	0.03	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	4	0.09	0.14	0.30	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	85	0.02	0.09	0.80	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	2	0.15	0.21	0.30	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	8	0.00	0.01	0.02	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.00	-	0.00	0.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	5	0.01	0.03	0.06	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	61	0.06	0.27	2.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	19	0.01	0.03	0.10	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	84	0.02	0.06	0.31	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	13	0.06	0.11	0.40	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	12	0.00	0.01	0.02	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	0.07	0.11	0.20	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	19	0.01	0.02	0.10	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	98	0.04	0.11	0.94	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	7	0.05	0.08	0.20	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	12	0.17	0.27	0.85	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	61	0.02	0.04	0.24	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.04	0.07	0.20	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	19	0.01	0.02	0.08	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	3	0.04	0.06	0.10	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	66	0.03	0.06	0.30	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	71	0.03	0.07	0.39	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	8	0.01	0.02	0.05	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

銅 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	10	0.00	0.00	0.01	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	18	0.01	0.02	0.07	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	57	0.02	0.03	0.14	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	18	0.01	0.03	0.10	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	29	0.03	0.05	0.20	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	35	0.02	0.03	0.13	0.00
59	砕石業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	66	0.04	0.25	2.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	45	0.07	0.14	0.70	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	303	0.04	0.11	1.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	16	0.00	0.00	0.01	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	126	0.00	0.02	0.20	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	777	0.10	0.27	3.00	0.00
66	電気めっき施設	496	0.24	0.41	3.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	66	0.03	0.07	0.30	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	5	0.01	0.02	0.05	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	11	0.08	0.27	0.90	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	18	0.01	0.01	0.05	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	22	0.01	0.02	0.10	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	22	0.03	0.05	0.20	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	11	0.03	0.04	0.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	361	0.03	0.08	1.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	48	0.02	0.05	0.30	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	51	0.08	0.19	1.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	36	0.10	0.22	1.30	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.01	0.02	0.06	0.00
72	し尿処理施設	664	0.02	0.10	2.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,834	0.01	0.04	0.80	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	87	0.03	0.07	0.40	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	89	0.01	0.01	0.07	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	9	0.00	0.01	0.01	0.00
-	特定施設不明	26	0.02	0.04	0.20	0.00
	合計	6,244	0.05	0.18	3.00	0.00

表5.2(10) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	50	0.33	0.52	2.48	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	51	0.04	0.09	0.60	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	11	0.01	0.02	0.05	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	25	0.01	0.02	0.08	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	9	0.03	0.02	0.06	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	4	0.06	0.10	0.20	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	88	0.03	0.04	0.20	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	2	0.10	0.14	0.20	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	4	0.04	0.05	0.11	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.01	0.02	0.03	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.00	0.01	0.01	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	8	0.00	0.01	0.02	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.05	-	0.05	0.05
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	5	0.02	0.04	0.08	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	2	0.02	0.03	0.04	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	66	0.10	0.22	1.30	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	21	0.17	0.33	1.12	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.04	0.03	0.06	0.02
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	2	0.59	0.73	1.10	0.07
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	90	0.04	0.11	0.80	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	12	0.02	0.03	0.09	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	13	0.05	0.11	0.33	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.02	0.01	0.03	0.01
26	無機顔料製造業の用に供する施設	22	0.21	0.46	2.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	101	0.12	0.24	1.30	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	8	0.02	0.04	0.12	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.17	0.24	0.34	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.02	0.04	0.09	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.07	-	0.07	0.07
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	9	0.04	0.08	0.24	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	62	0.15	0.42	3.10	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	9	0.26	0.37	1.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	5	0.03	0.04	0.10	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.05	0.03	0.08	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	27	0.11	0.20	0.70	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	3	0.04	0.05	0.10	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	0.03	0.04	0.08	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	81	0.09	0.15	1.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	73	0.05	0.07	0.31	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	8	0.05	0.05	0.15	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	4	0.03	0.03	0.06	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

亜鉛 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	14	0.07	0.09	0.30	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	30	0.08	0.10	0.40	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.08	-	0.08	0.08
52	皮革製造業の用に供する施設	2	0.02	0.01	0.03	0.01
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	68	0.09	0.18	1.10	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	20	0.05	0.13	0.60	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	32	0.05	0.10	0.50	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.05	-	0.05	0.05
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.03	0.04	0.07	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	52	0.27	0.55	3.30	0.00
59	砕石業の用に供する施設	2	0.02	0.01	0.02	0.01
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	77	0.07	0.11	0.80	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	48	0.10	0.15	0.81	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	356	0.19	0.46	5.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	16	0.01	0.02	0.09	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	129	0.01	0.03	0.20	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	976	0.24	0.97	27.00	0.00
66	電気めっき施設	512	0.64	1.21	13.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	65	0.21	1.30	10.50	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	7	0.02	0.03	0.06	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	17	0.01	0.03	0.10	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	23	0.08	0.14	0.43	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	23	0.07	0.08	0.30	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	4	0.00	0.01	0.02	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.01	-	0.01	0.01
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	13	0.08	0.12	0.40	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	370	0.06	0.13	1.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	48	0.03	0.04	0.20	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	51	0.12	0.25	1.40	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	43	0.21	0.33	1.30	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.09	0.09	0.20	0.00
72	し尿処理施設	676	0.04	0.11	2.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,853	0.04	0.12	4.90	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	92	0.15	0.41	3.02	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	90	0.03	0.05	0.29	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	9	0.01	0.02	0.04	0.00
-	特定施設不明	28	0.09	0.28	1.50	0.00
	合計	6,692	0.14	0.57	27.00	0.00

表5.2(11) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	溶解性鉄 単位:mg/	
					最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	44	0.26	0.53	2.70	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	49	0.09	0.25	1.69	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	12	0.01	0.02	0.06	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	26	0.03	0.08	0.30	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	10	0.37	0.82	2.69	0.01
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	4	0.11	0.14	0.30	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	87	0.13	0.28	1.80	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	3	0.10	0.10	0.20	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	5	0.15	0.22	0.49	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.46	0.43	0.86	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.15	0.21	0.30	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9	0.09	0.28	0.83	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.18	-	0.18	0.18
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	5	0.01	0.02	0.05	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	57	0.23	0.43	2.69	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	17	0.11	0.24	1.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.04	0.05	0.07	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	84	0.10	0.18	1.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	14	0.04	0.05	0.14	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	12	0.03	0.04	0.11	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	0.11	0.17	0.30	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	21	0.12	0.22	1.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	98	0.24	0.95	9.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	7	0.03	0.04	0.10	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.11	0.16	0.22	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.01	0.02	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	9	0.07	0.21	0.64	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	62	0.16	0.31	1.70	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.14	0.19	0.50	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	5	0.22	0.19	0.50	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.19	0.22	0.44	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	21	0.04	0.06	0.20	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.08	0.11	0.16	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.02	0.05	0.09	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	72	0.12	0.20	1.10	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	72	0.13	0.25	1.40	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	5	0.11	0.17	0.40	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



溶解性鉄 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	13	0.08	0.13	0.40	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	14	0.10	0.15	0.50	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.04	-	0.04	0.04
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	48	0.08	0.20	1.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	18	0.11	0.24	1.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	30	0.21	0.53	2.53	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.06	-	0.06	0.06
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.03	0.04	0.08	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	41	0.15	0.28	1.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	85	0.17	0.32	2.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	37	0.11	0.19	1.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	330	0.14	0.28	3.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	15	0.05	0.13	0.49	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	3	0.03	0.05	0.08	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	149	0.07	0.20	1.40	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	851	0.22	0.74	10.00	0.00
66	電気めっき施設	302	0.28	0.88	10.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	56	0.24	0.73	5.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	6	0.14	0.22	0.56	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	10	0.00	0.01	0.04	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	17	0.10	0.15	0.50	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	16	0.90	2.62	10.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	17	0.20	0.38	1.40	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	5	0.06	0.13	0.30	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	11	0.29	0.83	2.80	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	347	0.17	0.61	10.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	49	0.16	0.39	2.50	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	47	0.34	0.92	5.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	37	0.71	1.81	10.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.07	0.08	0.20	0.00
72	し尿処理施設	650	0.08	0.32	7.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,827	0.04	0.11	2.60	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	81	0.11	0.27	1.75	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	77	0.04	0.06	0.23	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	10	0.08	0.21	0.68	0.00
-	特定施設不明	25	0.04	0.11	0.50	0.00
	合計	6,109	0.13	0.50	10.00	0.00

表5.2(12) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	溶解性マンガン 単位:mg/			
			平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	35	0.86	1.10	4.70	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	48	0.03	0.15	1.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	11	0.01	0.02	0.05	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	25	0.09	0.44	2.20	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	10	0.04	0.03	0.07	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	4	0.04	0.04	0.10	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	84	0.04	0.14	1.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	3	1.23	2.05	3.60	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	5	0.22	0.27	0.65	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.08	0.09	0.17	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9	0.00	0.01	0.02	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.44	-	0.44	0.44
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.01	0.02	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	56	0.11	0.22	1.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	17	0.03	0.06	0.20	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.03	0.01	0.03	0.02
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	84	0.10	0.17	1.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	10	0.01	0.02	0.05	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	12	0.05	0.13	0.46	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	20	0.69	1.12	4.30	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	86	0.33	1.13	9.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	7	0.03	0.04	0.10	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.04	0.05	0.07	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	9	0.13	0.20	0.52	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	57	0.11	0.24	1.40	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.04	0.05	0.10	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	5	0.44	0.61	1.40	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.02	0.02	0.05	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	19	0.02	0.03	0.10	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	68	0.07	0.17	1.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	69	0.08	0.18	1.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	6	0.11	0.17	0.40	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

溶解性マンガン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	11	0.03	0.05	0.14	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	13	0.05	0.11	0.36	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	41	0.04	0.16	1.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	17	0.02	0.04	0.10	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	30	0.14	0.30	1.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	39	0.13	0.29	1.45	0.00
59	砕石業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	65	0.09	0.19	1.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	35	0.11	0.31	1.50	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	274	0.12	0.35	3.20	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	15	0.23	0.67	2.60	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	152	0.19	0.56	4.70	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	584	0.14	0.59	10.00	0.00
66	電気めっき施設	190	0.08	0.27	2.07	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	56	0.31	0.99	6.90	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	5	0.02	0.04	0.10	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	18	0.06	0.13	0.50	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	17	0.27	0.97	4.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	16	0.07	0.11	0.40	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	5	0.03	0.07	0.16	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	8	0.03	0.05	0.11	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	345	0.09	0.44	5.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	48	0.08	0.17	1.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	49	0.24	0.73	5.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	25	0.31	0.83	4.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	8	0.05	0.07	0.20	0.00
72	し尿処理施設	627	0.13	0.56	7.60	0.00
73	下水道終末処理施設	1,831	0.03	0.10	2.30	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	75	0.07	0.19	1.12	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	74	0.02	0.07	0.58	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	9	0.00	0.01	0.03	0.00
-	特定施設不明	23	0.01	0.03	0.10	0.00
	合計	5,550	0.10	0.42	10.00	0.00

表5.2(13) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	16	0.01	0.01	0.03	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50	0.01	0.03	0.20	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	11	0.00	0.01	0.04	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	26	0.00	0.00	0.02	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	10	0.01	0.01	0.04	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	4	0.05	0.10	0.20	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	86	0.01	0.03	0.20	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	2	0.10	0.14	0.20	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	5	0.01	0.02	0.05	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	8	0.01	0.01	0.04	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.00	-	0.00	0.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	6	0.00	0.01	0.02	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	74	0.03	0.06	0.35	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	17	0.00	0.01	0.04	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	84	0.01	0.03	0.20	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	15	0.04	0.13	0.50	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	13	0.00	0.01	0.02	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	21	0.01	0.03	0.10	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	96	0.01	0.04	0.30	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	7	0.01	0.02	0.04	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	9	0.01	0.03	0.10	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	59	0.01	0.02	0.10	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.04	0.07	0.20	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	0.08	0.15	0.30	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	20	0.01	0.02	0.08	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	3	0.02	0.02	0.04	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	67	0.02	0.04	0.20	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	67	0.01	0.03	0.20	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	7	0.00	0.00	0.01	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

クロム 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	10	0.01	0.02	0.06	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	14	0.00	0.01	0.02	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.04	-	0.04	0.04
52	皮革製造業の用に供する施設	5	0.24	0.15	0.40	0.10
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	49	0.01	0.03	0.20	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50	0.04	0.07	0.37	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	57	0.02	0.04	0.20	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	4	0.01	0.01	0.01	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	44	0.02	0.02	0.10	0.00
59	砕石業の用に供する施設	4	0.01	0.02	0.04	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	72	0.02	0.05	0.30	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	39	0.01	0.02	0.10	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	325	0.03	0.08	0.95	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	0.07	-	0.07	0.07
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	15	0.01	0.01	0.04	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	117	0.00	0.02	0.20	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	774	0.04	0.14	2.00	0.00
66	電気めっき施設	566	0.13	0.25	2.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	56	0.02	0.04	0.20	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	6	0.02	0.02	0.05	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	15	0.01	0.03	0.10	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	18	0.00	0.01	0.04	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	21	0.03	0.05	0.20	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	6	0.08	0.20	0.50	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	9	0.01	0.03	0.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	368	0.02	0.06	1.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	48	0.02	0.04	0.20	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	48	0.04	0.15	1.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	38	0.07	0.17	1.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.01	0.02	0.05	0.00
72	し尿処理施設	641	0.01	0.09	2.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,824	0.01	0.05	1.30	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	88	0.02	0.07	0.50	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	77	0.00	0.02	0.10	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	9	0.01	0.02	0.05	0.00
-	特定施設不明	26	0.02	0.07	0.36	0.00
	合計	6,315	0.03	0.11	2.00	0.00

表5.2(14) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	12	0.21	0.41	1.07	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	125	23.09	72.71	485.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	330	10.56	45.86	400.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	158	15.36	53.02	383.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	177	8.46	47.44	481.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	57	2.13	7.36	48.50	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	24	8.93	28.91	136.50	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	18	6.84	25.85	110.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	20	0.37	0.55	2.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	197	6.55	37.77	410.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	26	2.91	10.33	49.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	12	11.68	28.40	89.50	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	13	1.54	2.50	7.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	5	0.14	0.31	0.70	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	42	23.09	79.24	400.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	76	4.81	20.59	140.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.50	-	0.50	0.50
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	51	8.94	44.07	300.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	4	0.07	0.05	0.11	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	102	11.73	46.35	300.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	19	0.06	0.10	0.37	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	8	0.48	0.89	2.60	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	4	0.45	0.90	1.80	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	99	7.74	49.25	480.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	23	6.99	25.52	118.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	11	4.38	14.14	47.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.02	0.02	0.03	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	12	2.36	7.18	25.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	61	1.05	5.14	39.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	5	26.01	58.13	130.00	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	6	0.20	0.39	1.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	5	0.69	1.05	2.40	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	64	0.84	3.48	25.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	7	0.32	0.42	1.20	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	20.03	33.64	70.00	0.02
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	4	0.09	0.13	0.27	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	17	2.01	7.74	32.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	0.30	-	0.30	0.30
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	6.90	11.35	20.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	8	0.56	1.08	3.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.04	0.06	0.14	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	78	5.29	22.78	126.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	117	3.69	19.51	142.20	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	5	4.71	10.50	23.50	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	4	21.76	43.49	87.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

大腸菌群数 単位:千個/m

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	13	3.06	10.80	39.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	32	18.34	74.63	410.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	5	117.86	194.24	451.00	0.02
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	55	15.25	56.50	276.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	27	3.95	12.00	56.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	32	3.73	19.77	112.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.17	-	0.17	0.17
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	4	0.07	0.14	0.28	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	31	11.88	31.94	159.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	5	4.61	8.70	20.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	4	1.00	2.00	4.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	40	10.50	32.67	173.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	31	2.37	9.04	47.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	330	10.09	52.84	600.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	0.56	-	0.56	0.56
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	15	0.02	0.03	0.10	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	5	1.63	3.03	7.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	157	0.59	4.63	57.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	724	6.19	30.25	357.00	0.00
66	電気めっき施設	205	3.70	15.83	140.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,052	11.11	50.74	500.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	133	9.53	37.98	303.80	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	121	9.39	42.05	260.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	409	9.28	38.67	360.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	0.01	-	0.01	0.01
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	145	12.10	33.41	200.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	235	3.38	20.55	272.50	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	79	8.30	40.89	340.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	7	0.29	0.48	1.30	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	19	17.41	68.60	300.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71	自動式車両洗浄施設	34	5.37	15.37	65.60	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	483	6.03	37.31	630.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	52	3.21	15.11	100.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	47	5.29	16.74	93.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	64	16.75	55.62	333.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	5	0.12	0.22	0.50	0.00
72	し尿処理施設	6,909	5.19	32.60	510.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,921	4.27	29.18	450.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	183	14.81	66.09	480.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,360	6.70	38.35	487.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	6	0.02	0.04	0.10	0.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	203	3.51	17.71	160.00	0.00
-	特定施設不明	62	3.73	13.25	74.48	0.00
	合計	17,281	6.50	36.40	630.00	0.00

表5.2(15) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	総窒素 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	29	7.81	24.53	133.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	112	90.39	132.43	810.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	311	11.96	14.03	109.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	168	15.97	17.21	120.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	179	6.75	8.37	60.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	77	10.43	11.78	61.00	0.02
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	27	4.26	6.94	31.70	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	30	5.83	5.71	25.20	0.80
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	11	3.04	2.90	8.90	0.20
10	飲料製造業の用に供する施設	224	5.21	7.29	50.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	20	19.75	18.49	61.00	1.30
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	32	3.78	3.61	17.60	0.48
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	12	17.35	42.09	150.00	0.55
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	3.17	4.70	17.00	0.50
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	65	4.95	4.36	22.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	78	9.81	11.01	65.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	2	4.64	1.04	5.37	3.90
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	69	7.86	7.43	47.10	0.30
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	3	3.53	4.39	8.60	0.90
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	221	6.57	9.67	105.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	2	1.55	2.19	3.10	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	28	6.31	18.19	97.20	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	8	7.95	11.24	34.30	0.45
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	8.65	4.88	12.10	5.20
22	木材薬品処理業の用に供する施設	3	2.40	2.43	5.20	0.90
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	171	3.15	4.96	60.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	24	10.79	11.45	40.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	23	17.01	32.09	126.00	0.56
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	1.85	1.63	3.00	0.70
26	無機顔料製造業の用に供する施設	28	9.50	12.26	50.00	0.21
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	159	16.55	42.49	365.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	14	4.27	4.72	15.50	0.00
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	3	7.86	11.05	20.60	0.88
30	発酵工業の用に供する施設	8	14.43	22.21	66.00	0.50
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	3.90	-	3.90	3.90
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	11	5.98	7.54	24.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	113	4.35	5.18	30.40	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	7.26	8.17	22.20	0.90
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	24.36	25.42	70.00	3.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	6.91	4.35	12.00	2.10
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	44	4.53	6.52	34.50	0.20
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	1.30	-	1.30	1.30
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	3.40	4.24	8.30	0.90
41	香料製造業の用に供する施設	9	3.72	3.06	8.90	0.64
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	3.06	1.84	5.80	1.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	140	7.63	14.63	101.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	122	6.21	10.69	97.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	6.74	8.44	25.20	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	5	5.32	2.99	9.00	1.90
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



総窒素 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	34	2.57	2.25	8.10	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	47	4.62	4.34	19.70	0.60
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	2	3.27	2.78	5.23	1.30
52	皮革製造業の用に供する施設	5	28.54	21.51	55.70	1.90
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	62	4.16	5.99	34.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	44	3.04	3.08	15.00	0.40
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	37	5.08	15.55	89.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.40	-	0.40	0.40
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	1.07	1.01	2.00	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	68	3.83	4.26	26.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	15	1.63	1.05	4.10	0.20
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	10	1.42	1.12	3.50	0.20
61	鉄鋼業の用に供する施設	94	8.43	28.01	260.00	0.05
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	42	5.27	6.14	26.30	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	399	10.49	18.21	264.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	3.13	2.40	5.20	0.50
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	20	7.32	11.93	46.60	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	6	15.18	16.16	45.90	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	147	1.44	1.85	11.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	971	12.10	47.69	1,393.00	0.00
66	電気めっき施設	385	13.88	16.84	120.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	577	11.09	19.26	390.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	110	6.39	4.64	25.00	0.20
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	129	4.75	5.16	50.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	361	8.98	7.47	88.10	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	8.90	-	8.90	8.90
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	163	4.27	4.25	24.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4	4.13	4.36	10.33	0.50
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	187	11.60	6.66	45.00	0.60
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	53	17.19	16.44	87.00	0.90
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	9.40	6.78	19.80	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	15	8.69	6.03	20.29	0.90
70	廃油処理施設	3	0.87	0.70	1.60	0.20
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2	10.15	6.86	15.00	5.30
71	自動式車両洗浄施設	38	7.25	7.85	30.00	0.34
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	451	10.21	13.49	120.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	44	10.86	23.96	163.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	53	18.25	39.93	280.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	50	14.41	26.35	150.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	8	4.82	6.50	19.28	0.20
72	し尿処理施設	5,761	11.94	10.06	100.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,916	9.31	7.85	78.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	172	15.04	27.13	204.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,665	15.94	11.96	128.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	10.31	6.08	21.70	3.70
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	235	14.12	12.94	90.00	0.50
-	特定施設不明	59	7.35	6.71	31.00	0.54
	合計	17,111	11.54	21.05	1,393.00	0.00

表5.2(16) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	30	0.13	0.34	1.67	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	95	15.06	17.98	85.80	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	306	2.94	5.58	83.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	165	3.06	5.45	61.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	174	1.50	1.81	8.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	78	2.17	4.06	30.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	26	0.52	1.05	5.30	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	29	1.31	1.43	4.70	0.04
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	11	3.94	4.13	11.40	0.04
10	飲料製造業の用に供する施設	222	1.46	2.29	12.80	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	19	1.02	1.55	5.52	0.01
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	33	0.43	0.69	3.70	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	12	2.64	6.45	23.00	0.01
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	2.20	2.43	7.30	0.05
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	68	1.55	1.89	8.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	81	1.83	2.29	11.20	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	2	0.40	0.29	0.60	0.19
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	70	1.59	2.02	13.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	3	0.64	1.11	1.92	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	220	0.85	1.34	11.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	2	0.15	0.21	0.30	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	29	0.53	1.83	9.84	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	7	0.24	0.22	0.66	0.03
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	0.55	0.21	0.70	0.40
22	木材薬品処理業の用に供する施設	2	0.16	0.04	0.18	0.13
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	170	0.28	0.70	8.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	21	1.29	1.50	4.90	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	22	0.57	0.90	4.20	0.04
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.06	-	0.06	0.06
26	無機顔料製造業の用に供する施設	27	0.34	0.77	3.50	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	151	0.39	0.79	5.60	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	14	0.18	0.23	0.80	0.00
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	3	0.18	0.19	0.40	0.07
30	発酵工業の用に供する施設	8	1.79	1.97	6.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.15	-	0.15	0.15
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	11	0.45	0.40	1.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	112	0.39	0.65	5.20	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	0.30	0.30	1.00	0.05
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	0.22	0.27	0.61	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.17	0.25	0.62	0.04
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	46	0.33	0.56	3.60	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	0.80	1.30	2.30	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	10	0.18	0.22	0.80	0.05
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	5	0.73	1.17	2.80	0.03
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	134	0.71	1.82	15.90	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	121	0.72	1.13	7.60	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	8	0.23	0.46	1.37	0.01
49	農薬製造業の用に供する混合施設	5	0.28	0.23	0.60	0.02
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

総磷 単位:mg/

総燐 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	34	0.14	0.14	0.69	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	44	0.44	0.53	2.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	2	0.11	0.06	0.15	0.07
52	皮革製造業の用に供する施設	4	0.52	0.66	1.50	0.08
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	56	0.18	0.31	2.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	43	0.21	0.30	1.60	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	35	0.10	0.26	1.50	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.68	-	0.68	0.68
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	5	1.65	3.17	7.30	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	68	0.22	0.70	5.30	0.00
59	砕石業の用に供する施設	15	0.05	0.06	0.20	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	10	0.06	0.04	0.13	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	93	0.19	0.39	2.30	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	36	0.15	0.25	1.30	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	380	1.01	3.51	49.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	2.94	3.76	7.20	0.11
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	19	0.04	0.05	0.19	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	6	0.06	0.05	0.10	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	142	0.14	0.30	1.80	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	925	0.94	2.84	61.50	0.00
66	電気めっき施設	339	1.18	3.34	50.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	565	1.86	2.74	56.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	108	1.53	1.02	5.80	0.08
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	126	2.50	3.00	17.10	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	360	1.57	1.41	13.26	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	0.70	-	0.70	0.70
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	163	1.42	1.81	9.04	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	3	1.15	1.81	3.23	0.04
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	186	1.80	0.93	6.00	0.03
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	50	3.52	3.62	14.00	0.01
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	1.00	0.87	2.93	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	14	2.00	2.38	9.65	0.20
70	廃油処理施設	3	0.04	0.02	0.06	0.03
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2	1.52	0.69	2.00	1.03
71	自動式車両洗浄施設	35	0.97	1.44	5.70	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	428	1.38	2.07	20.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	43	0.16	0.23	1.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	51	1.51	3.87	24.10	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	52	1.31	2.58	13.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	8	0.53	0.79	2.30	0.01
72	し尿処理施設	5,541	1.82	2.29	86.20	0.00
73	下水道終末処理施設	1,910	1.28	2.04	58.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	160	1.91	4.28	34.80	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,661	2.05	1.82	32.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	0.73	0.86	2.60	0.06
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	232	1.92	1.48	8.00	0.02
-	特定施設不明	58	1.53	2.23	16.50	0.01
	合計	16,629	1.62	2.97	86.20	0.00

表5.3(1) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	カドミウム及びその化合物 単位:mg/			
			平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	9	0.01	0.01	0.02	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

カドミウム及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	2	0.01	0.00	0.01	0.01
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	0.01	-	0.01	0.01
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	8	0.01	0.00	0.01	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	11	0.01	0.01	0.02	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	33	0.01	0.01	0.06	0.00
66	電気めっき施設	5	0.01	0.01	0.03	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	75	0.00	0.01	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	7	0.01	0.01	0.03	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	18	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.01	-	0.01	0.01
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.00	-	0.00	0.00
	合計	209	0.00	0.01	0.10	0.00

表5.3(2) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

シアン化合物 単位: mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	4	0.01	0.02	0.05	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.15	-	0.15	0.15
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	15	0.05	0.13	0.50	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	6	0.01	0.02	0.05	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	18	0.01	0.03	0.10	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	10	0.01	0.03	0.10	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

シアン化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	30	0.03	0.06	0.30	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.10	0.14	0.20	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	32	0.02	0.04	0.11	0.00
66	電気めっき施設	252	0.08	0.14	0.99	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	62	0.03	0.13	1.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.02	0.04	0.10	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.10	-	0.10	0.10
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	22	0.01	0.03	0.10	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	11	0.03	0.06	0.18	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	2	0.00	0.00	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.36	-	0.36	0.36
	合計	505	0.05	0.12	1.00	0.00

表5.3(3) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1	1.90	-	1.90	1.90
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



有機燐化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	4	0.03	0.05	0.10	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	5	0.08	0.08	0.20	0.00
66	電気めっき施設	12	0.80	1.13	3.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	1.60	-	1.60	1.60
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	38	0.02	0.04	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.01	0.03	0.10	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	2.90	-	2.90	2.90
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	91	0.19	0.60	3.00	0.00

表5.3(4) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	11	0.01	0.01	0.02	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	18	0.02	0.02	0.08	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

鉛及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	39	0.02	0.02	0.07	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	3	0.02	0.03	0.05	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	16	0.01	0.01	0.03	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	11	0.01	0.02	0.07	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	16	0.03	0.03	0.10	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	50	0.01	0.03	0.20	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	143	0.01	0.04	0.37	0.00
66	電気めっき施設	133	0.01	0.02	0.10	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.06	-	0.06	0.06
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	87	0.01	0.01	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.02	0.02	0.06	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	0.01	0.01	0.03	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	19	0.00	0.02	0.07	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	11	0.01	0.03	0.09	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	1	0.01	-	0.01	0.01
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.02	-	0.02	0.02
	合計	606	0.01	0.03	0.37	0.00

表5.3(5) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	15	0.02	0.02	0.05	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	18	0.01	0.02	0.05	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.07	-	0.07	0.07
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

六価クロム化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	6	0.01	0.02	0.04	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	13	0.02	0.02	0.06	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	13	0.05	0.08	0.30	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	7	0.01	0.02	0.05	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	13	0.00	0.01	0.03	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	42	0.02	0.03	0.10	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	0.00	-	0.00	0.00
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	93	0.04	0.12	1.00	0.00
66	電気めっき施設	323	0.06	0.10	0.69	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.05	-	0.05	0.05
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	71	0.01	0.04	0.30	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.01	0.02	0.05	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	2	0.05	0.00	0.05	0.05
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	18	0.01	0.01	0.05	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	11	0.03	0.04	0.14	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	2	0.00	0.00	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	681	0.04	0.09	1.00	0.00

表5.3(6) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	9	0.01	0.02	0.06	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	6	0.02	0.03	0.07	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.04	-	0.04	0.04
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

砒素及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	18	0.00	0.01	0.02	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	6	0.01	0.01	0.03	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	3	0.00	0.00	0.01	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	37	0.00	0.00	0.02	0.00
66	電気めっき施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	2	0.04	0.02	0.05	0.02
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	66	0.00	0.01	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.01	0.02	0.05	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	18	0.01	0.02	0.08	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	0.01	0.01	0.01	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1	0.00	-	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.02	-	0.02	0.02
	合計	209	0.01	0.01	0.10	0.00

表5.3(7) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	総水銀 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



総水銀 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1	0.00	-	0.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	8	0.00	0.00	0.00	0.00
66	電気めっき施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	56	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	19	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	1	0.00	-	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	121	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(8) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

アルキル水銀化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	31	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	0	-	-	-	-
71-4	産業廃棄物処理施設	0	-	-	-	-
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1	0.00	-	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	51	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(9) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

PCB 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

PCB 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	25	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	50	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(10) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	2	0.02	0.02	0.03	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

トリクロロエチレン 単位:mg/

トリクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	6	0.01	0.01	0.02	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	4	0.01	0.02	0.03	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	15	0.01	0.03	0.09	0.00
66	電気めっき施設	17	0.01	0.01	0.03	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	33	0.00	0.01	0.03	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	21	0.02	0.02	0.06	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	153	0.01	0.01	0.09	0.00

表5.3(11) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	テトラクロロエチレン 単位:mg/ 平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2	0.02	0.01	0.03	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



テトラクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	6	0.01	0.01	0.03	0.00
66	電気めっき施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	20	0.01	0.01	0.06	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	32	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	116	0.00	0.01	0.06	0.00

表5.3(12) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

ジクロロメタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	7	0.01	0.01	0.04	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	1	0.03	-	0.03	0.03
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	1	0.00	-	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	13	0.00	0.01	0.02	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	12	0.00	0.00	0.01	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ジクロロメタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	5	0.02	0.04	0.09	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	14	0.08	0.22	0.84	0.00
66	電気めっき施設	7	0.00	0.01	0.02	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	39	0.00	0.01	0.07	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	13	0.03	0.05	0.18	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	6	0.00	0.01	0.02	0.00
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.01	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	9	0.02	0.04	0.12	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	175	0.01	0.07	0.84	0.00

表5.3(13) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	四塩化炭素 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

四塩化炭素 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	34	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	74	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(14) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1,2-ジクロロエタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	7	0.01	0.01	0.02	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	5	0.01	0.02	0.04	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	2	0.00	0.01	0.01	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	9	0.02	0.05	0.15	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

## 1,2-ジクロロエタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	34	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	96	0.00	0.02	0.15	0.00

表5.3(15) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1,1-ジクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



1,1-ジクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	28	0.00	0.00	0.02	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.01	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	56	0.00	0.00	0.02	0.00

表5.3(16) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

シス-1,2-ジクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

## シス-1,2-ジクロロエチレン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	0.06	-	0.06	0.06
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	29	0.00	0.01	0.04	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.01	0.02	0.04	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.01	0.04	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	55	0.00	0.01	0.06	0.00

表5.3(17) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	1,1,1-トリクロロエタン 単位:mg/ 平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1,1,1-トリクロロエタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	31	0.02	0.06	0.30	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	65	0.01	0.04	0.30	0.00

表5.3(18) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	1,1,2-トリクロロエタン 単位:mg/ 平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1,1,2-トリクロロエタン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	28	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	57	0.00	0.01	0.05	0.00

表5.3(19) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	1,3-ジクロロプロペン 単位:mg/ 平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



## 1,3-ジクロロプロペン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	26	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	53	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(20) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	チウラム 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

チウラム 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	8	0.01	0.02	0.06	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	25	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	67	0.00	0.01	0.06	0.00

表5.3(21) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	シマジン 単位:mg/ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

シマジン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	28	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	16	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	50	0.00	0.00	0.01	0.00

表5.3(22) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

チオベンカルブ 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

チオベンカルブ 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	27	0.00	0.00	0.02	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.01	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	49	0.00	0.00	0.02	0.00

表5.3(23) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	ベンゼン 単位:mg/	
					最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	2	0.01	0.00	0.01	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	2	0.03	0.03	0.05	0.01
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	8	0.01	0.02	0.05	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	5	0.01	0.01	0.03	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	9	0.01	0.03	0.09	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-



ベンゼン 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	21	0.01	0.02	0.05	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	11	0.01	0.02	0.07	0.00
66	電気めっき施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	36	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	9	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	157	0.00	0.01	0.09	0.00

表5.3(24) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	セレン及びその化合物 単位:mg/ 平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	7	0.03	0.03	0.09	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.02	0.03	0.06	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

セレン及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	5	0.02	0.02	0.05	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	5	0.00	0.01	0.01	0.00
66	電気めっき施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	45	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.01	0.01	0.03	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	16	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.05	-	0.05	0.05
	合計	120	0.01	0.01	0.09	0.00

表5.3(25) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	6	7.27	17.02	42.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	3	1.17	1.93	3.40	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	1	0.20	-	0.20	0.20
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	3	1.93	1.90	3.80	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	5	0.21	0.23	0.60	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	0.70	0.99	1.40	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	7	1.50	1.79	5.00	0.10
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	2.60	-	2.60	2.60
26	無機顔料製造業の用に供する施設	6	4.99	8.49	22.00	0.01
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	35	3.51	11.86	70.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1	3.20	-	3.20	3.20
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	11	0.74	1.39	4.00	0.01
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	2	0.64	0.66	1.10	0.17
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	2	2.40	0.85	3.00	1.80
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	16	0.67	1.16	4.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	21	0.71	1.79	7.60	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	2	0.65	0.57	1.05	0.25
49	農業製造業の用に供する混合施設	1	3.40	-	3.40	3.40
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ほう素及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	3.40	-	3.40	3.40
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	1	0.03	-	0.03	0.03
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	29	0.63	0.94	3.50	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	0.60	-	0.60	0.60
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	24	18.99	45.86	155.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	14	1.15	1.45	4.50	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	8	1.60	1.68	4.30	0.10
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	62	0.64	1.44	8.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	4	36.93	62.09	130.00	4.10
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	218	1.22	2.75	27.00	0.00
66	電気めっき施設	261	2.06	4.25	37.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	2	105.50	147.79	210.00	1.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	4.60	-	4.60	4.60
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.12	-	0.12	0.12
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	2	0.51	0.69	1.00	0.03
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.22	-	0.22	0.22
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	70	0.16	0.31	1.80	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	3.20	-	3.20	3.20
71-4	産業廃棄物処理施設	5	5.98	9.54	23.00	1.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	3	1.77	2.25	4.30	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	6	0.50	1.17	2.90	0.00
73	下水道終末処理施設	25	0.16	0.20	0.95	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	18	1.08	1.26	3.90	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	5	2.03	3.09	7.50	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.08	-	0.08	0.08
	合計	895	2.32	12.05	210.00	0.00

表5.3(26) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	9	1.91	2.26	7.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	7	0.25	0.31	0.80	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	3	1.53	1.99	3.80	0.09
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	3	0.17	0.15	0.30	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	9	2.51	2.53	6.40	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	6	2.58	2.69	6.00	0.30
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	28	3.22	3.75	14.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	2.65	1.77	3.90	1.40
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	2	0.23	0.33	0.46	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	10	0.37	0.70	2.30	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	3	1.03	0.55	1.60	0.50
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	5	2.85	5.13	12.00	0.10
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	13	0.56	0.81	2.90	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	13	0.47	0.98	3.60	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農業製造業の用に供する混合施設	2	3.35	4.74	6.70	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ふっ素及びその化合物 単位:mg/

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	1.10	-	1.10	1.10
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	3	0.10	0.04	0.14	0.06
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	41	1.91	2.07	7.50	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	18	1.10	1.57	5.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	32	2.35	2.14	7.20	0.10
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	12	2.28	3.12	11.00	0.02
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	89	1.65	2.03	11.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	4	1.75	1.10	3.40	1.10
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	8	0.01	0.04	0.10	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	381	2.05	2.52	19.00	0.00
66	電気めっき施設	229	1.93	3.05	27.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	0.18	-	0.18	0.18
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.02	-	0.02	0.02
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.05	-	0.05	0.05
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.50	-	0.50	0.50
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.32	-	0.32	0.32
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	79	0.79	2.46	20.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.95	1.07	1.70	0.19
71-4	産業廃棄物処理施設	6	2.66	1.97	4.60	0.60
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	1.80	2.22	5.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	6	1.44	1.78	4.43	0.00
73	下水道終末処理施設	28	0.09	0.13	0.60	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	23	1.57	1.72	6.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	4	0.98	1.43	3.10	0.02
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	1	4.60	-	4.60	4.60
-	特定施設不明	2	1.61	1.96	3.00	0.23
	合計	1,098	1.76	2.55	27.00	0.00

表5.3(27) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	6	16.17	18.12	42.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	—	—	—	—
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	4	11.94	5.68	19.00	6.35
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	—	—	—	—
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	—	—	—	—
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	—	—	—	—
10	飲料製造業の用に供する施設	1	19.00	—	19.00	19.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
13	イースト製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	1	1.00	—	1.00	1.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	—	—	—	—
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	—	—	—	—
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	—	—	—	—
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	11	8.32	18.18	62.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	—	—	—	—
21	化学繊維製造業の用に供する施設	7	9.05	9.74	27.20	0.54
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	—	—	—	—
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	—	—	—	—
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	—	—	—	—
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	10	0.55	0.70	1.70	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1	1.50	—	1.50	1.50
24	化学肥料製造業の用に供する施設	13	17.81	33.28	126.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	2.09	0.16	2.20	1.98
26	無機顔料製造業の用に供する施設	5	23.26	24.56	58.00	3.60
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	49	37.80	93.92	590.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
30	発酵工業の用に供する施設	1	4.00	—	4.00	4.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	7.80	—	7.80	7.80
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	7	8.98	11.21	31.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	20	3.27	4.30	18.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	4	1.93	2.56	5.40	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	8	10.17	11.20	35.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	—	—	—	—
41	香料製造業の用に供する施設	1	5.76	—	5.76	5.76
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	4.10	—	4.10	4.10
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	—	—	—	—
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	31	9.43	18.88	100.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	31	4.64	8.55	40.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	6	13.44	11.85	31.60	1.27
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	14.80	—	14.80	14.80
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	—	—	—	—



アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	6	1.66	2.21	5.30	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	—	—	—	—
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	—	—	—	—
52	皮革製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	10	18.56	28.26	89.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	—	—	—	—
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	—	—	—	—
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	—	—	—	—
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	5.60	—	5.60	5.60
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	3	3.17	4.10	7.80	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	—	—	—	—
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	—	—	—	—
61	鉄鋼業の用に供する施設	15	12.59	15.09	52.20	0.14
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	9	9.21	9.82	32.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	91	14.40	27.92	228.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	—	—	—	—
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	6	11.29	12.42	31.20	0.23
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	16.35	12.94	25.50	7.20
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	12	3.18	9.59	33.60	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	277	16.32	29.38	338.00	0.00
66	電気めっき施設	207	18.22	40.15	500.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	—	—	—	—
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	—	—	—	—
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	—	—	—	—
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	4.75	—	4.75	4.75
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	—	—	—	—
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	—	—	—	—
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	—	—	—	—
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	—	—	—	—
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	4.57	—	4.57	4.57
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	—	—	—	—
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	—	—	—	—
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	—	—	—	—
70	廃油処理施設	0	—	—	—	—
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	—	—	—	—
71	自動式車両洗浄施設	1	7.90	—	7.90	7.90
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	90	7.38	9.66	51.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	3.60	2.26	5.20	2.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	41.16	42.94	110.00	1.20
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	4	53.65	65.52	140.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	1	0.05	—	0.05	0.05
72	し尿処理施設	11	26.13	53.42	170.00	0.00
73	下水道終末処理施設	40	9.75	9.20	54.70	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	20	10.62	21.95	100.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	11	8.81	13.21	44.81	0.07
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	—	—	—	—
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	—	—	—	—
—	特定施設不明	2	13.49	9.21	20.00	6.98
	合計	1,052	14.87	34.47	590.00	0.00

**【水質汚濁物質排出量総合調査票】**

# 平成21年度 水質汚濁物質排出量総合調査票

(調査対象期間:平成20年4月1日 ~ 平成21年3月31日実績)

総務省承認No.27687

承認期限 平成21年12月31日まで

環境省水・大気環境局水環境課

「問い合わせ番号」= XXXXX

〒000-1111

住所

事業所名

排水関連ご担当者 様

環境省統一番号

排水量、有害区分

代表産業分類

水域番号

-

代表特定施設コード

補助区分

- ・記入要領に従い、調査対象期間の値を太枠内に御記入ください。
- ・本調査票の内容は、統計以外の目的に使用しません。
- ・前年度調査の報告値が網掛け部分にプリントされていますので、参考にして下さい。
- ・問合せの際にはこのページの右上に記載の「問い合わせ番号」をお知らせ下さい。
- ・提出は原票を返信用封筒にて御返送下さい。

**【提出期限 平成21年10月31日】**

## 1 工場・事業場の概要

①工場・事業場名	
②所在地	〒 TEL
③記載担当者	所属
	氏名
TEL - -	
④産業分類 (産業分類が正しくない場合、 <input type="checkbox"/> 内に×を記入してください。)	
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
上記以外の産業分類に該当する場合、下欄にその内容を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 新	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ( )

⑤事業場の稼働状況

事業場の稼働状況について、下の稼働コードより選択し、記入してください。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

- 1:稼働(今回の調査対象となります)
- 2:下水道に全量接続
- 3:H21.3.31現在建設中で稼働していない
- 4:休止(稼働を再開する見込みはあるが停止中)
- 5:廃止(稼働を再開する見込みはない場合も含む)
- 9:その他(誤って郵送されてきたなど)

稼働コードが2、3、4、5、9の場合は調査はこれで終了です。  
この調査票を返信用封筒に入れて御返送下さい。

稼働コードが1の場合は引き続き⑥以降についてご記入ください。

⑥延床面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											⑦従業員数等 <span style="float: right;">人</span> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											⑧出荷額等 <span style="float: right;">万円</span> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <div style="text-align: center; font-size: small;">兆                      億</div>											
⑨～⑪飼育頭数 <span style="float: right;">単位:頭</span> (畜舎(豚・牛・馬)のある事業場のみ)	⑨豚 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											⑩牛 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											⑪馬 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>										
⑫その他の指標 (単位が記入されている場合のみ)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <span style="float: right;">単位</span>																																

## 2 用排水量及び排水処理方法

⑬用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											・用水量とは上水、工業用水、井戸水、沢水、海水など使用した水量です。
⑭総排水量 (m <sup>3</sup> /日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											・総排水量は「処理水量」+「未処理水量」に加え雨水や、下水道など非公共用水域へ排水した量も含めた排水量です。(ただし蒸発は除く)
⑮処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											・処理水量とは排水処理施設で処理し、河川などの公共用水域へ排水した水量です。
⑯未処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											・未処理水量とは排水処理施設で処理せずに、河川などの公共用水域へ排水した水量です。 ・詳しくは記入要領を参照ください。

⑰排水処理方法

排水処理方法について、下のコードから選択し記載して下さい。



- 01:活性汚泥
- 02:その他の生物処理
- 03:凝集沈殿、凝集浮上、加圧浮上
- 04:砂ろ過
- 05:オゾン処理
- 06:活性炭
- 07:油水分離
- 08:その他の高度処理
- 09:沈殿、中和、無機物の除去を主たる目的とした処理等  
(上記のいずれにも該当しない場合)

3 排水濃度等

排水濃度の測定値を記載下さい。

- ・河川、海などの公共用水域への排水を対象としています。(下水等への排水は対象ではありません)
- ・水素イオン濃度について、1年間に1回のみ測定している場合、この測定値を上限値、下限値の両方に記入してください。
- ・水素イオン濃度を除く項目については、各項目における平均的な排水濃度(1年間の平均値など)を記入してください。
- ・網掛け内に前年度調査の報告値が記載されていますので、参考にして下さい。
- ・詳細は記入要領を参照下さい。

項番	項目名		⑱排水濃度															
	01	水素イオン濃度	下限値															
02	(pH)	上限値																
03	BOD	(mg/l)																
04	COD	(mg/l)																
05	SS	(mg/l)																
06	ノルマルヘキサン	鉱油類																
07	抽出物質 (mg/l)	動植物油脂類																
08	フェノール類	(mg/l)																
09	銅	(mg/l)																
10	亜鉛	(mg/l)																
11	溶解性鉄	(mg/l)																
12	溶解性マンガン	(mg/l)																
13	クロム	(mg/l)																
14	大腸菌群数	(×1000個/cm <sup>3</sup> )																
15	総窒素	(mg/l)																
16	総磷	(mg/l)																
												前回報告値						

有害物質を使用又は製造していない事業者の調査はこれで終了です。  
この調査票を返信用封筒に入れて御返送下さい。

なお、有害物質を使用(原料とする製品を使用も含む)又は製造している事業者は、引き続き ⑲以降に御記入下さい。

#### 4 有害物質使用・製造の有無、排水濃度等

- ・使用(原料とする製品の使用も含む)又は製造している有害物質が対象となります。
- ・有害物質名(※)には他に呼び方がある場合がありますので、記入要領で御確認ください。
- ・「㉑排出方法」には各有害物質別に下記のコードを参考に丸を記入して下さい。「㉑ 使用の有無」、「㉒ 製造の有無」において、いずれも「無」の有害物質については空欄としてください。
  - 1: 処理後の排水は公共用水域(川、海など)へ排水している。
  - 2: 廃棄物処理業者が(廃液などを)回収している。
  - 3: 処理後の排水は下水道へ排水している。
  - 4: その他
- ・「㉒排水濃度」は「㉑排出方法」において「1: 処理後の排水は公共用水域(川、海など)へ排水している。」を選択された有害物質のみ、排水濃度(複数回測定している場合には最大の値)を御記入ください。前年度、報告があった場合には、その報告値が予め網掛け部分にプリントされていますので、参考にして下さい。
- ・詳細については記入要領を参照ください。

項 番	有害物質名	有害物質の								㉒排水濃度(mg/l)														
		㉑使用		㉑製造		㉑排出方法																		
		有	無	有	無	1	2	3	4															
01	カドミウム及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4															
02	シアン化合物	1	2	1	2	1	2	3	4															
03	有機燐化合物(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
04	鉛及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4															
05	六価クロム化合物	1	2	1	2	1	2	3	4															
06	砒素及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4															
07	総水銀	1	2	1	2	1	2	3	4															
08	アルキル水銀化合物	1	2	1	2	1	2	3	4															
09	PCB	1	2	1	2	1	2	3	4															
10	トリクロロエチレン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
11	テトラクロロエチレン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
12	ジクロロメタン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
13	四塩化炭素(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
14	1,2-ジクロロエタン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
15	1,1-ジクロロエチレン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
17	1,1,1-トリクロロエタン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
18	1,1,2-トリクロロエタン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
19	1,3-ジクロロプロペン	1	2	1	2	1	2	3	4															
20	チウラム(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
21	シマジン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
22	チオベンカルブ(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
23	ベンゼン	1	2	1	2	1	2	3	4															
24	セレン及びその化合物(※)	1	2	1	2	1	2	3	4															
25	ほう素及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4															
26	ふっ素及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4															
27	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1	2	1	2	1	2	3	4															
													前回報告値											

調査は以上で終了です。この調査票を返信用封筒に入れ、御返送下さい。  
ありがとうございました。

# 水質汚濁物質排出量総合調査について

## はじめに

この調査は、水質汚濁防止法に定める特定施設を有する工場又は事業場における、水質汚濁物質の排出実態を把握することにより、水質汚濁防止法の施行上の基礎資料を得ることを目的としたもので、環境省が実施するものです。次頁以降に示す記入要領に従って調査票に御記入の上、下記期限までに御回答くださるようお願いいたします。

なお、御回答いただいた個別の調査票の内容は秘密扱いとし、外部に公表することはありません。報告されたデータをもとに特定施設分類別や産業分類別にデータを集計し、その集計結果を調査結果概要として公表いたしますので、報告される内容は正確をお願いいたします（平成20年度調査結果概要は、環境省HP上に公表しております）。この公表資料から個々の事業場の特定は不可能ですので、御理解の上、御協力をお願いいたします。

また、報告されたデータを根拠として、法に基づいた罰則等は適用されませんので、各事業場の正確なデータを御記入くださいますよう重ねてお願いいたします。

## 記

- 調査票提出期限 平成21年10月31日まで
- 調査対象期間 調査の対象となる期間は、平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間）です。
- 調査対象事業場 本調査では、水質汚濁防止法に定める特定施設を有する工場又は事業場（特定事業場）のうち、日間平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のもの又は有害物質使用特定事業場を対象としています。なお、特定施設を有していても下水道（合流式、分流式）に全量排水している工場又は事業場は調査対象とはなりません。
- 本件の問合せ先 本件に関する質問等の一切は、下記 東レエンジニアリング株式会社が一括して対応させていただきます。なお、本調査は、環境省水・大気環境局水環境課（担当：〇〇）の請負調査として実施しています。

会社名：東レエンジニアリング株式会社

住所：〒520-0842 滋賀県大津市園山1丁目1番1号

電話番号：077-533-7363（受付：10/1～10/31の平日9:30～12:00、13:00～17:00）

FAX：077-537-6423 E-mail：assessment@toray-eng.co.jp

担当者：〇〇〇〇

なお、委託会社のホームページ<http://www.toray-eng.co.jp/env>でも、記入方法等を御案内しております。

また、調査の照会方法や調査票の様式など、調査の改善のための御意見がある場合は、下記連絡先宛て御提出下さい。

連絡先：環境省 水・大気環境局 水環境課

FAX：03-3593-1438

電子メール：mizu-kanri@env.go.jp

## 【 調査票の記入要領 】

- 太枠で囲まれた欄のみ記入してください。
- 数字は1文字につき1マスを用いて、小数点があれば小数点も1つのマス目を使用してください。
- 調査票の中で、網掛け欄に記載されているデータは、前回調査において御記入いただいたものであり、今回の参考にしてください。なお、空欄となっている場合は、前回調査の報告を頂いていない事業場です。今年度調査につきましては、必ず御回答いただけますようお願いいたします。

以下、記入に当たっての細部説明を項目ごとに述べますので、十分御理解の上、記入してください。

### 1. 工場・事業場の概要

#### ①工場・事業場名

#### ②所在地

記載内容を御確認ください。

「工場・事業場名」及び「所在地」については、変更があった場合には法の規定により各所在の自治体に届け出ることとされています。この届出に基づいて作成された各自治体の事業場台帳に基づいて調査票の情報を毎年更新しており、変更があった場合等については随時反映されております。万が一、実際の工場・事業場名又は所在地が調査票に記載されたものと異なっている場合は、変更の届出が正しくなされていない可能性がありますので、所在の自治体の水環境管理担当部局にも御確認をお願いいたします。

#### ③記載担当者

記載内容について問い合わせる際に使用するためのものです。記載担当者の所属・氏名、連絡先電話番号をはっきりと御記入ください。

#### ④産業分類

前年度調査の結果等をもとに各事業場5つまで印字されていますが、該当しないものがあれば、それぞれ左の□欄に×を記入してください。

また、主に行われている事業で記載されていないものがあれば、その内容を一番下の欄に記入するとともに、産業分類番号が分かる場合は、左の4桁の欄に分類番号を記入してください。その場合、産業分類は主なものを5つまでデータ化しますので、既に産業分類が5つ記載されている場合は、削除してよい産業分類の□欄に×を記入してください。

※ ④産業分類は、総務省が告示する「日本標準産業分類」の項目のうち細分類項目を指します。日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、昭和24年に制定されました。その具体的な内容は、事業所において行われる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融業、医療、福祉、教育、公務などすべての経済活動を、大分類、中分類、小分類及び細分類の4段階に分類したものであります。産業構造の変化に伴い改正を重ね、最新は平成20年4月1日から適用されています。なお、詳細は総務省ホームページ <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm> に掲載しております。

#### ⑤事業場の稼働状況

平成21年3月31日現在における事業場の稼働状況について、下記より稼働コードを選んで□欄に番号を記入してください。

なお、分流式下水道に全量排水する事業場も、「2」となります。

稼働状況	稼働コード
稼働（今回の調査対象となります）	1
下水道に全量接続（公共用水域への排出はない）	2
H21.3.31現在建設中で稼働していない	3
休止（稼働を再開する見込みはあるが停止中）	4
廃止（稼働を再開する見込みはない場合も含む）	5
その他（誤って郵送されてきたなど）	9



以下（⑥～㉓）は、

「⑤事業場の稼働状況」において「1（＝稼働）」を選択された場合のみ、御記入ください。

（1以外を選択された場合は、⑥以下は記入する必要はありません。）

### ⑥～⑬ 規模の指標について

#### ⑥延床面積

工場又は事業場の建築物の総床面積を記入してください。なお、住宅団地等の場合は、関係している住宅の延床面積の合計を記入してください。平成21年3月31日時点での数値を記入してください。

#### ⑦従業員数等

従業員数（常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者の合計）を記入してください。なお、水道施設の場合は給水人口、集合型生活排水処理施設（下水道終末処理施設、集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽など）の場合は処理対象区域の利用人口、学校の場合は職員数と生徒数の合計となります。

#### ⑧出荷額等

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間）における工場又は事業場の出荷額（出荷額がない場合は、収入額、年間予算額、年間取扱額等）を1万円単位で御記入ください。なお、住宅団地の場合は記入不要です。

#### ⑨～⑪飼育頭数

畜舎（豚・牛・馬）のある事業場のみ記入してください。平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間）における通常の家畜の飼育頭数を頭単位で記入してください。

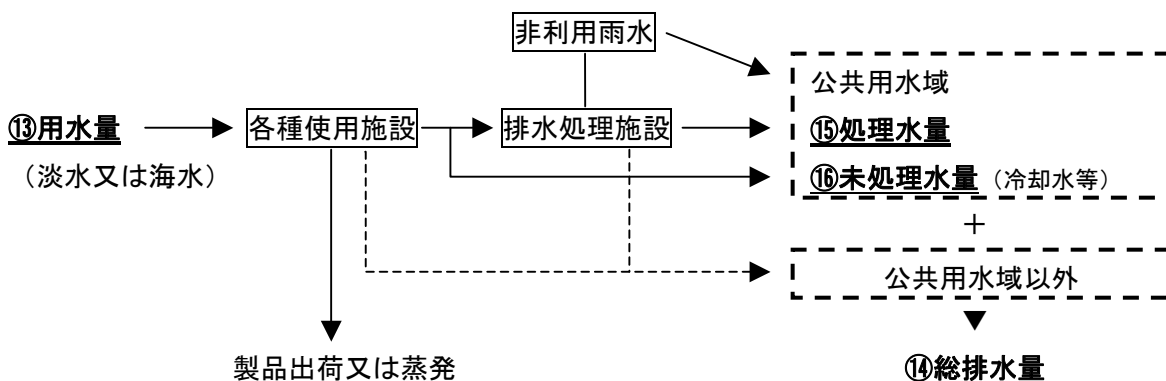
#### ⑫その他の指標

記入の必要のある工場又は事業場については、記入していただく指標とその単位がすでに印字されています。印字がない場合は、記入の必要はありません。

## 2. 用排水量及び排水処理方法

ここでは、一日当たりの用排水量<sup>※</sup>について、⑬用水量、⑭総排水量、⑮処理水量及び⑯未処理水量（いずれも単位は $m^3$ /日）に分けて記入してください。ただし、⑮処理水量及び⑯未処理水量については、河川など公共用水域への排出分のみを記入してください。

※ 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間に、事業所で使用、排出した用排水量を操業日数で除したもの



注1) 公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接する水路等で下水道以外のものをいいます。

注2) 水道施設(64の2(水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設番号。括弧内の数字において以下同じ。))において、⑬用水量には浄水される水量も含まれます。

注3) し尿処理施設(72)、下水道終末処理施設(73)において、⑬用水量には処理対象となる受入し尿や下水の量は含みませんが、希釈水等として使用する水は含むこととします。一方、⑭～⑯は、事業場から排出されるすべての水を対象とします。

注4) 廃油処理施設(70)、産業廃棄物処理施設(71の4)、し尿浄化槽(72)、共同処理施設(74)のみが設置されている事業場においては、注3)に準じて、処理対象として受け入れる廃油、廃酸・廃アルカリ、し尿等又は特定事業場から排出される水は⑬用水量には含みませんが、希釈水等として使用する水は含むこととします。一方、⑭～⑯は、事業場から排出されるすべての水を対象とします。

### ⑰排水処理方法

各排水口から排水処理をして排出を行う場合、その主な排水処理方法を下記の処理コードから選択し、記入してください。

排水処理方法の種類	処理コード
活性汚泥	01
その他の生物処理	02
凝集沈澱、凝集浮上、加圧浮上	03
砂ろ過	04
オゾン処理	05
活性炭	06
油水分離	07
その他の高度処理	08
沈澱、中和、無機物の除去を主たる目的とした処理等 (上記のいずれにも該当しない場合のみ)	09

### 3. 排水濃度等

ここでは、工場又は事業場の排水口からの排水について記入していただきます。ここで、排水口とは、工場又は事業場から河川や海域等の公共用水域へ排出されるもの全てを指します。したがって、非利用雨水排水など事業に直接関係のないものも含まれますが、この非利用雨水排水などについて、排水濃度等の測定をされていない場合は、これを除いて排水濃度を算出してください。

### ⑱排水濃度等

各項目における平均的な排水濃度(1年間の平均値など)を記入してください。ただし、定量限界以下の場合は、記入欄に「ND」と記入してください。事業場内において、公共用水域に排出する排水口が複数ある場合、平均的な排水濃度とは、工場又は事業場内にあるそれぞれの排水口からの排水量と排水濃度とから次のように平均値を算出し、その値を記入してください。

#### <平均的な排水濃度の算出方法>

排水口1 (排水量 $Q_1$  排水濃度 $C_1$ )  
 排水口2 (排水量 $Q_2$  排水濃度 $C_2$ )  
 排水口3 (排水量 $Q_3$  排水濃度 $C_3$ )  
 : : :  
 排水口N (排水量 $Q_N$  排水濃度 $C_N$ ) の場合、

平均的な排水濃度Cは、以下のとおりとなります。

$$C = \frac{Q_1 \times C_1 + Q_2 \times C_2 + Q_3 \times C_3 + \dots + Q_N \times C_N}{Q_1 + Q_2 + Q_3 + \dots + Q_N}$$

ただし、排水濃度が定量限界以下（ND）の場合は、排水濃度は0として計算してください。

注1) 水素イオン濃度（pH）については、1から14の範囲内で数値を記入してください。

（この範囲を超える数値は存在しないためです。）

注2) 大腸菌群数の単位は、「×1000個/cm<sup>3</sup>」であるため、記入の際には十分御注意ください。なお、cm<sup>3</sup>はmlです。

（例：500個/cm<sup>3</sup>の場合 → 0.5と記入してください。）

注3) 数値は有効数字2桁（3桁目を切り捨て）で記入してください。

#### 4. 有害物質使用・製造の有無、排水濃度等

ここでは、有害物質を使用（原料とする製品を使用も含む）又は製造している事業者のみが対象となります。なお、調査票に記載されている有害物質名については、別の呼び方が用いられていることがあります。次項表に代表的な例を示しましたが、該当する物質がないか充分御確認いただきますようお願いいたします。

⑱使用の有無、⑳製造の有無、㉑排出方法について、前回調査において御回答いただいた項目には、あらかじめ回答欄に○がついています。当該箇所を訂正する場合は、○を⊖のように抹消したうえで、該当する番号に○をつけてください。

項番	項目名	別名の例
03	有機燐化合物	パ <sup>ラ</sup> チオン、メ <sup>ル</sup> パ <sup>ラ</sup> チオン、メ <sup>ル</sup> ジ <sup>メ</sup> トン、EPN
10	トリクロエレン	トリクレ、三塩化エレン、三塩化エテン、エチルトリクロライド <sup>®</sup>
11	テトラクロエレン	パ <sup>ー</sup> クレ、四塩化エレン、パ <sup>ー</sup> クロエレン
12	ジクロメタン	塩化メレン、ジ <sup>メ</sup> ルメタン、メ <sup>レ</sup> ンクロライド <sup>®</sup> 、二塩化メレン、メ <sup>レ</sup> ンジ <sup>メ</sup> クロライド <sup>®</sup>
13	四塩化炭素	四塩炭、四 <sup>メ</sup> ルメタン、ペ <sup>ン</sup> ジ <sup>メ</sup> ホルム
14	1,2-ジクロエタン	二塩化エタン、二塩化エレン、エ <sup>レ</sup> ンジ <sup>メ</sup> クロライド <sup>®</sup>
15	1,1-ジクロエレン	クロエレン、1,1-ジ <sup>メ</sup> ルエテン、塩化ビ <sup>ニ</sup> リテン、ビ <sup>ニ</sup> リテンクロライド <sup>®</sup>
16	シス-1,2-ジクロエテン	シス-1,2-ジ <sup>メ</sup> ルエテン
17	1,1,1-トリクロエタン	メ <sup>ル</sup> クロホルム
18	1,1,2-トリクロエタン	β-トリクロエタン
20	チウム	テトラメ <sup>ル</sup> チウムジ <sup>メ</sup> ルスルフィド <sup>®</sup> 、グ <sup>リ</sup> ンチオ <sup>ク</sup> ック、チオ <sup>ク</sup> ック、チウミン、ホ <sup>マ</sup> ジ <sup>メ</sup> ールエフ
21	シマジン	2-クロロ-4,6-ビス（エ <sup>ル</sup> アミノ）-s-トリアジン
22	チオベンカルブ <sup>®</sup>	S-4-クロロベンジ <sup>メ</sup> ル=N,N-ジ <sup>メ</sup> ルチオカルバ <sup>マ</sup> ート
24	セレン	セレンウム

#### ⑱使用の有無

当該物質を使用している場合は、使用量の多少にかかわらず、「1」を○で囲んでください。使用していない場合は、「2」を○で囲んでください。また、当該物質を原料とする製品を使用している場合も使用しているものとみなします。

#### ⑳製造の有無

当該物質を製造している場合は、製造量の多少にかかわらず、「1」を○で囲んでください。製造していない場合は、「2」を○で囲んでください。また、当該物質を含む製品を製造している場合も製造しているものとみなします。

#### ㉑排出方法

それぞれの有害物質を含むおそれのある汚水等がどのように排出されているかについて、次表の中から該当するコードを選択し、番号を○で囲んでください。

なお、「⑱使用の有無」及び「⑳製造の有無」において、いずれも「無」の項目については空欄としてください。

排出方法	排出コード
処理後の排水は公共用水域（川、海など）へ排出している。	1
廃棄物処理業が（廃液などを）回収している。	2
処理後の排水は下水道へ排水している。	3
その他	4

## ② 排水濃度

「①排出方法」において「1：処理後の排水は公共用水域（川、海など）へ排出している。」を選択された項目のみ、御記入ください。工場又は事業場からの排水水について、排水濃度を分析している項目があれば、その項目について排水濃度を記入してください。ただし、定量限界以下の場合は、記入欄へは「ND」と記載し、排水濃度データが複数ある場合は、平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間）において最大のものを記入してください。なお、網掛け欄に記載されているデータは、前回調査において御記入いただいたものであり、参考としてください。排水濃度を分析していない項目については、空欄のままです。

### ★ お知らせ ★

水質汚濁物質排出量総合はこれまで毎年度実施してきましたが、今年度調査以後は隔年度実施（一年おきの実施）となります。これにより、次回の水質汚濁物質排出量総合調査は平成23年度調査となります。また、次回の調査より、「政府統計共同利用システム」を導入する計画となっています。

「政府統計共同利用システム」を導入することにより、これまでの調査と同様に紙の調査票で記入・回答いただく方法に加え、インターネット回線が利用可能な場合には電子調査票にてオンラインで回答いただくことが出来るようになります。

電子調査票は adobe 社の AdobeReader（無償）で閲覧・記入が可能な pdf ファイルとして作成される予定となっており、今回の調査では東レエンジニアリング株式会社のホームページから、電子調査票（pdf ファイル）をダウンロードして記入し、電子メールで添付ファイルとして提出いただくことが可能となっています。

電子調査票のダウンロード

<http://www.toray-eng.co.jp/env>

電子調査票の提出先

[assessment@toray-eng.co.jp](mailto:assessment@toray-eng.co.jp)

※なお、今回の電子調査票は白紙の電子調査票となっており、前回調査時の数値等は記入されておりません。

その他、御不明な点等ございましたら、問合せ先にお問い合わせいたします。御協力ありがとうございました。